

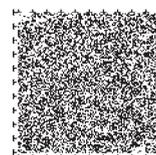
## 第3部 高齢者分野



第3編

各論

第3部  
高齢者分野

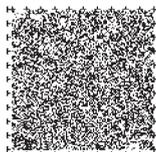


第3編

各論

第3部

高齢者分野



## 第3部 高齢者分野

### 第1章 高齢者分野の基本理念等

#### 1 基本理念

全国的に高齢化が進む中、福岡市も2017年（平成29年）に高齢化率が21%を超え、超高齢社会を迎えました。高齢化率は今後も上昇し、2025年（令和7年）には24.8%、2040年（令和22年）には31.0%と約3人に1人が高齢者になることが予測されています。

福岡市全体の人口は、2035年（令和17年）をピークに人口減少を迎える一方で、高齢者の数はその後も増加し続けると予測されています。

さらに、高齢者の単独世帯は、2015年（平成27年）の8万世帯から、2025年（令和7年）には1.5倍の11万9千世帯、2040年（令和22年）には2.2倍の17万6千世帯に増加する見込みです。

しかし、65歳以上の人の中には、自分自身は高齢者と言われるのはまだ早いと考える人が増えており、国の高齢社会対策大綱でも、「65歳以上を一律に『高齢者』と見る一般的な傾向は、現状に照らせばもはや現実的なものではなくなりつつある。」とされています。

こうした状況を踏まえ、今後の福岡市においても、高齢者の活躍に大きな期待が寄せられています。福岡市がこれからも活力ある都市として発展し続けていくためには、高齢者が生きがいのある毎日を送り、健康を維持していくことで、心身共に元気な高齢者が増えていくことが不可欠です。いわゆる健康寿命\*を延ばし、意欲や能力に応じて社会の中で活躍できる仕組みや環境を作っていく取り組みがさらに求められています。

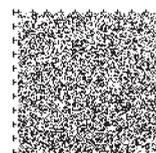
その一方で、高齢化の進展に伴い、加齢や疾病によって医療や介護が必要となる高齢者も今後増えていくと予測されており、高齢者の単独世帯が増加していくことで、社会的孤立\*などの課題も多く生じてくることが考えられます。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、引き続き切れ目のないサービス提供の仕組みづくりが必要となります。

また、行政や介護事業所が提供するサービスとあわせて、地域住民やボランティア、NPO、民間企業など、多様な主体による生活支援があれば、住み慣れた地域でより長く安心して暮らし続けることが可能となります。こうした場面において、高齢者にもその意欲や能力に応じて活躍していただくことで、支援が必要な人を社会全体で支え合う福祉の充実が図れるものと期待されます。

さらに、超高齢社会を迎えた福岡市の経験や取り組みを、これから急速に高齢化が進み様々な課題に取り組むアジアの国々と共有することで、アジアのモデル都市として貢献することにつながります。

\* 健康寿命：P.276参照

\* 社会的孤立：P.277参照



このような点を踏まえ、高齢者分野の基本理念を以下のとおりとします。

#### 基本理念

高齢者が年齢に関わらず、意欲や能力に応じ、生きがいをもっていきいきと活躍することができ、医療や介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる社会を実現します。

## 2 計画の位置づけ

本分野は、介護保険法第117条第1項に定める介護保険事業計画と一体的に、また、社会福祉法第107条に基づく地域福祉計画、その他の法律の規定による計画であって高齢者の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちつつ策定し、老人福祉法第20条の8に定める市町村老人福祉計画とします。

## 3 基本目標

○基本理念に基づき、5つの基本目標を定め、各施策を実施します。

### (1) 地域包括ケアの推進

○高齢者をはじめとして、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つの分野のサービスを一体的に提供する「地域包括ケア」を推進し、「地域共生社会\*」の実現につなげることをめざします。

### (2) 安心して暮らせる基盤づくり

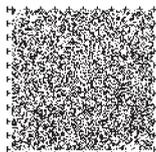
○高齢者の暮らしの基盤となる住まいの確保、日常生活に不可欠な買い物などの生活支援、そして支え合えるコミュニティや人材の確保に取り組みます。また、災害等が発生した場合に、高齢者の安全・安心を確保できる仕組みづくりを進めます。

### (3) いつまでもいきいきと活躍できる環境づくり

○高齢者が社会に参加することは、生きがいや介護予防、ひいては健康寿命\*の延伸にもつながります。高齢者一人ひとりが、年齢を重ねても、意欲や能力に応じて様々な形で社会に参加し、いきいきと活躍できる環境づくりを進めます。

\* 地域共生社会：P.278参照

\* 健康寿命：P.276参照



#### (4) 要支援・要介護高齢者等への支援体制の充実

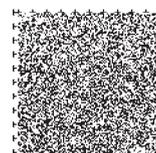
---

○介護や支援が必要な高齢者が適切な介護サービスを利用できるよう、介護保険制度を円滑に運営するとともに、制度の持続可能性を確保するための取組みを推進します。介護サービスについては、人材の確保と質の向上に取り組むとともに、市民ニーズに対応した介護サービス基盤を整備します。さらに、高齢者本人や家族などの介護者への支援のため、介護サービスに加えて様々な在宅支援サービスを提供します。

#### (5) 認知症フレンドリーなまちづくりの推進

---

○認知症の人が認知症とともに住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、関係機関との連携を図りながら認知症の人や家族に対する支援の充実を図るとともに、市民や企業が認知症に関する理解を深める取組みや認知症の人や家族が自分らしく認知症とともに社会参加できる取組みを進めるなど、産学官民オール福岡で認知症フレンドリーなまちづくりを推進します。



## 4 施策体系

○基本目標に基づき、以下の体系により高齢者施策を推進します。

## 〈 推進施策 〉

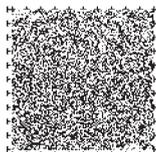
基本目標	施策
【基本目標1】 地域包括ケアの推進	(1-1) 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）*と各種相談機能の充実
	(1-2) 地域ケア会議*の推進
	(1-3) ICT（情報通信技術）やロボット等の利活用
【基本目標2】 安心して暮らせる基盤づくり	(2-1) 住まいの確保と住環境の整備
	(2-2) 日常生活の支援等
	(2-3) 支え合う環境づくりと福祉・介護人材*の確保
	(2-4) 災害対策の推進
【基本目標3】 いつまでもいきいきと活躍できる環境づくり	(3-1) 社会参加の促進
	(3-2) 就業の支援
	(3-3) 介護予防の推進
	(3-4) 活動の場づくり
【基本目標4】 要支援・要介護高齢者等への支援体制の充実	(4-1) 持続可能な介護保険制度の運営
	(4-2) 介護サービス基盤の整備
	(4-3) 介護サービスの質の向上
	(4-4) 生活支援サービス*の提供
【基本目標5】 認知症フレンドリーなまちづくりの推進	(5-1) 認知症に関する理解促進
	(5-2) 適切な医療・介護サービスの提供と予防の推進
	(5-3) 認知症の人や家族への支援の充実
	(5-4) 認知症とともに生きる施策の推進
主な老人福祉事業の目標量	

\* 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）：P.278参照

\* 地域ケア会議：P.186参照

\* 介護人材：P.276参照

\* 生活支援サービス：P.277参照



## コラム

## ～「高齢者」とは何歳から～

「高齢者」というと65歳からと連想する人が多いでしょう。

『高齢者=65歳以上』とする考え方は、1956年（昭和31年）に国際連合が、65歳以上の人口が全人口の7%を超えた状態の社会を「高齢化社会」と呼んだことに由来するのではないかとされており、この割合は日本を含め多くの国で使用されています。

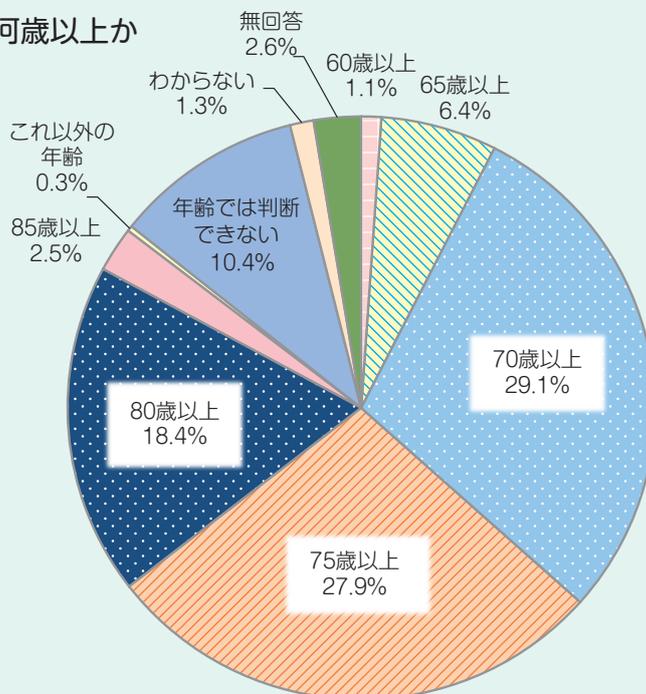
しかし近年では、「高齢者」にあたる年齢の捉え方に変化が生じており、内閣府が、2014年度（平成26年度）に全国の60歳以上の人を対象に実施した「高齢者の日常生活に関する意識調査結果」では、「高齢者」は、70歳以上と考える人が29.1%、75歳以上が27.9%、80歳以上が18.4%、65歳以上が6.4%の順となっており、このほか、年齢では判断できないと答えた人が10.4%と、当事者の多くは65歳以上と考えていないことがわかります。

2017年（平成29年）1月には、日本老年学会と日本老年医学会が合同で、近年の高齢者の心身の老化現象に関する種々のデータを検討した結果、近年の75歳以上が、65歳以上を高齢者と呼びはじめた当時と心身の状態が同程度であるとして、65歳から74歳までを「准高齢者」、75歳以上を「高齢者」と、高齢者の定義を見直す提言を行っています。

福岡市でも、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間とされる健康寿命\*が、2016年（平成28年）のデータでみると、男性が71.04年、女性が75.22年という結果が出ています。

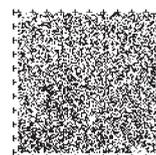
65歳を過ぎても心身の健康が保たれ、活発な社会活動を行っている人が増えていることで、これまでの「高齢者」に対する意識は変わってきています。

〔問〕 高齢者とは何歳以上か



出典：「平成26年度高齢者の日常生活に関する意識調査結果」（内閣府）

\* 健康寿命：P.276参照



## 第2章 施策各論

### 【基本目標1】

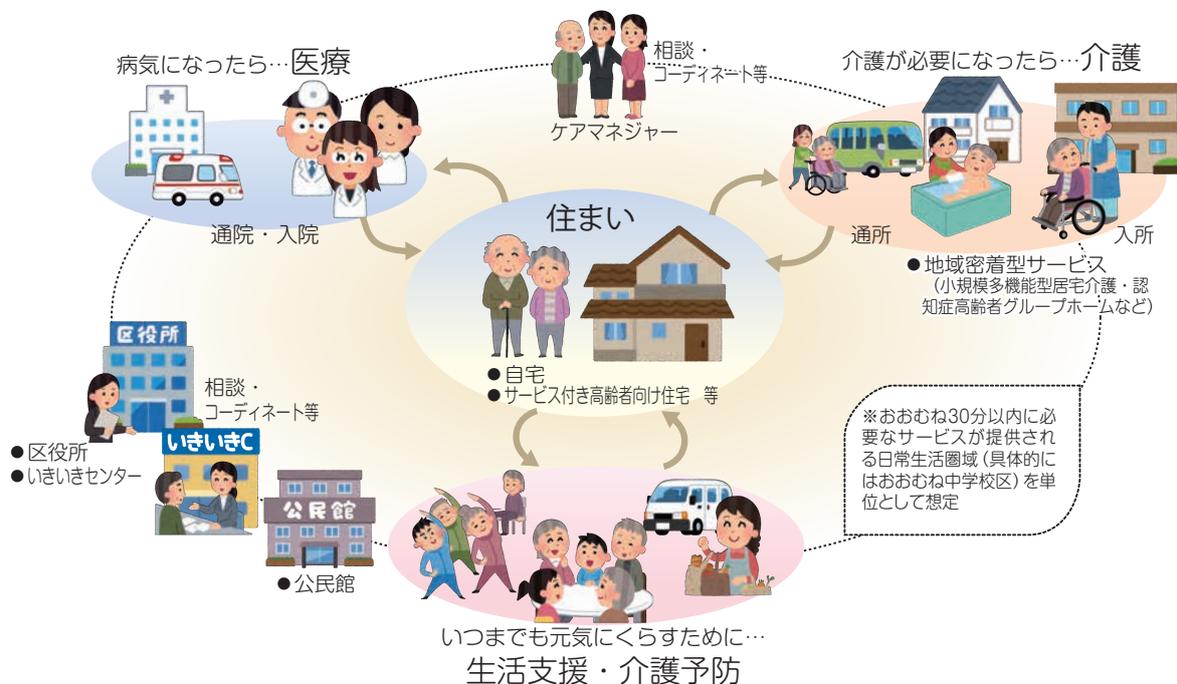
#### 地域包括ケアの推進（【図表45（再掲）】）

福岡市の地域包括ケアにおいては、「2025年のめざす姿」として、「多様な主体による支え合い・助け合いの実現」、「一体的で切れ目のない支援による住み慣れた地域での暮らしの実現」、「市民の主体的な取り組みによる自立生活の実現」を掲げ、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つの分野ごとに取り組みの方向性を定め、地域住民、事業者、関係機関・団体など多くの関係者とともに、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた取り組みを推進しています。

昨今、社会的孤立\*など関係性の貧困の社会課題化、ダブルケア\*やヤングケアラー\*、8050問題\*など、複合化・複雑化した課題が顕在化しています。このような課題の解決に向け、制度・分野の枠や「支える側\*」「支えられる側」といった従来の関係を超越して、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、支え合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会\*」の実現が、国において、今後の福祉政策の理念とされています。

このような社会背景や、福岡市が抱える多様な地域特性を踏まえ、地域包括ケアの取り組みを深め、普遍化していくためには、行政だけでなく、地域住民や事業者、NPO、ボランティア、民間企業など地域における多様な主体が、相互に連携し、共働\*して支え合う関係性をさらに推進していく必要があります。

【図表45】 地域包括ケアの姿（再掲）



出典：「平成27年版厚生労働白書」（厚生労働省）を基に作成

\* 社会的孤立：P.277参照

\* ダブルケア：P.277参照

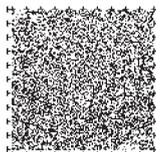
\* ヤングケアラー：P.280参照

\* 8050問題：P.279参照

\* 支える側：P.276参照

\* 地域共生社会：P.278参照

\* 共働：P.276参照

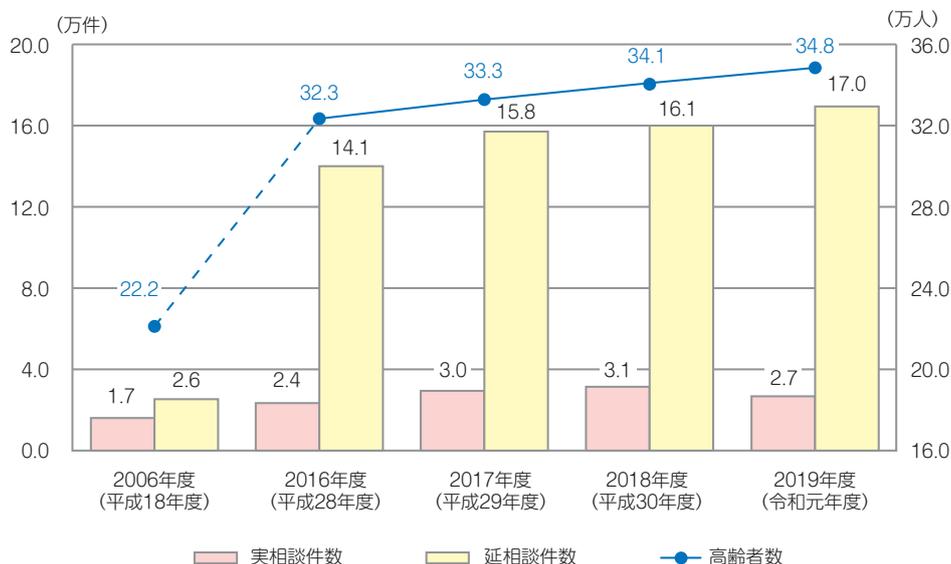


## 〈現状と課題〉

## (1) 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）\*や各種相談窓口の充実（【図表79】）

- 高齢者の暮らしにおいて生じる様々な困り事について、身近な地域で相談に応じ支援する機関として、福岡市では、おおむね中学校区ごとに、57の地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）を設けています。
- 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）では、高齢者や家族をはじめ、それを支援する民生委員・児童委員\*などからの相談に応じるとともに、地域のネットワーク構築、虐待防止や成年後見制度\*の利用促進等の権利擁護\*、介護支援専門員\*（ケアマネジャー）支援などの機能を果たすことで、高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進を図っています。
- 近年、相談者数を示す実相談件数に比べ、延相談件数が伸びてきていることから、地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）に寄せられる相談内容の多様化や困難化が進んでいると考えられます。高齢者数の増加に伴う相談件数の増加という量的な変化への対応だけでなく、相談内容の質的な変化にも適切に対応していくため、相談対応・支援業務の質の向上や職員体制の充実等を図っていく必要があります。
- 福祉用具\*や住宅改造など在宅介護に関する相談に応じる介護実習普及センターをはじめ、各種相談機能の充実を図っていく必要があります。

【図表79】 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）への相談件数



資料：福岡市

\* 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）：P.278参照

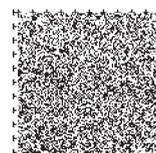
\* 民生委員・児童委員：P.280参照

\* 成年後見制度：P.277参照

\* 権利擁護：P.276参照

\* 介護支援専門員：要介護者の自立支援や家族等介護者の介護負担軽減のための必要な援助に関する専門的知識を有する人で「ケアマネジャー」とも呼ばれる。要介護者や家族の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境、要介護者や家族の希望を勘案して、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、介護サービス事業者との連絡調整等の支援を行う。

\* 福祉用具：P.279参照



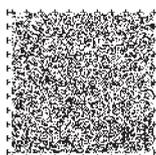
## (2) 地域ケア会議\*の推進

- 地域包括ケアシステム\*を実現するための仕組みとして「地域ケア会議」を推進しています。
- 「地域ケア会議」は、保健・医療・介護などの専門職や地域関係者などによる個別事例の検討を通じ、それぞれの高齢者に対する支援の充実に向けた課題の発見・解決を図るとともに、個々の課題から見えてくる地域の課題や社会資源\*を把握し、必要な政策の検討につなげることをめざすものです。
- 人口160万人を超える福岡市では、日常生活圏域が多数存在し、それぞれの地域特性が異なっていることから、各地域の社会資源状況などの実情を踏まえて、高齢者の生活を支える仕組みづくり、取組みを進めていくことが必要となっています。
- 地域包括ケアの住まい、医療、介護、予防、生活支援の各分野の取組みが一体的に切れ目なく提供できるように、関係機関・団体、行政が連携して分野を横断した取組みを進めていく必要があります。

## (3) ICT（情報通信技術）やロボット等の利活用

- 高齢化の進展による医療費や介護費用の増加等により、健康・医療情報の分析に基づく効果的・効率的な保健事業をPDCAサイクルで実施する「データヘルス計画」の取組みを進めています。介護予防事業においてもエビデンス（科学的根拠）に基づく効果的な施策が求められていますが、そのためには行政の持つビッグデータの活用が不可欠です。
- ICTの利活用により、保健・福祉・医療に関する情報を一元的に集約・管理し、蓄積されたデータの分析に基づく、より効果的な施策の企画・実施・評価を行える環境づくりを推進しています。
- 行政のデータに加えて各種の社会資源情報も一元的に集約の上、管理・分析を行うことによって、適切な事業評価や効果的な施策の企画実施が可能となるとともに、地域包括ケアシステムに必要な多職種連携や、住民に対する切れ目ないサービス提供の実現にも大きく寄与することとなります。
- 超高齢社会及び人口減少社会の進展が見込まれ、社会保障費用の増大、及び介護の担い手不足が深刻な問題となる中、今後も将来にわたって持続可能な社会としていくためには、福祉・介護現場の職員の負担軽減やサービスの質の向上をめざして、AI（人工知能）やIoT\*、介護ロボットなどの最新技術の積極的な導入が必要です。

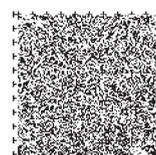
\* 地域ケア会議：P.186参照  
 \* 地域包括ケアシステム：P.278参照  
 \* 社会資源：P.277参照  
 \* IoT：P.275参照



- 負担が増大している福祉・介護現場の事務処理の効率化のため、申請先の行政側において、ICTなどの最新技術を最大限活用した事務の簡素化・効率化を進めていく必要があります。
- 高齢者のICT利用率は他の世代に比べて低く、ICTに馴染みのない方も多いことから、ICTの利活用にあたっては、高齢者のICTを使いこなす能力の向上を図るためのアプローチも重要となります。

### 施策の方向性

- 高齢者に関するニーズが多様化し、さらに課題が複雑化、複合化した社会状況の中で、個人や地域、それぞれの実情や特性に応じた地域づくりを進めることにより、地域包括ケアを推進していきます。
- 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）や各種総合相談機能の充実・強化を図ります。
- 「地域ケア会議」を地域から市レベルまでの各階層において設置し、専門職と地域の関係者などが、それぞれの地域課題を把握し、課題解決に向けた検討などを行うことを通して、高齢者が地域で生活しやすい環境整備を重層的に進めます。また、行政内はもとより、関係機関・団体と行政が連携し、分野を横断して課題解決に取り組めます。
- 行政の持つビッグデータの集約・一元管理を行い、在宅サービスにおける多職種連携の推進や、エビデンス（科学的根拠）に基づいた施策の分析・評価・企画立案を進めるほか、AI（人工知能）やIoT、介護ロボットなど最新技術の医療・保健福祉分野への導入を進めます。



## 施策1-1

地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）と  
各種相談機能の充実

- 地域包括ケアの実現に向け、地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）の機能が十分に発揮されるよう、職員（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員\*等）の高齢者人口（65歳以上の人口）に応じた配置を進めるとともに、職員研修の充実、働きやすい職場づくりなどに取り組んでいきます。また、地域、社会福祉協議会\*、保健・医療・介護・福祉・法律等の関係機関などとの顔の見える関係づくりを基本に多職種間の連携や、相談対応・支援力の向上に取り組めます。
- 介護についての知識や介護の技術を学ぶことができる「介護実習普及センター」や働く人のための介護の相談窓口「働く人の介護サポートセンター」、終活\*全般の総合相談を行う「終活サポートセンター」など、各種相談窓口における相談機能の充実を図ります。
- ダブルケアやヤングケアラー、8050問題等の課題について関係機関への啓発等を行い、関係機関が連携してこれらの課題を抱える高齢者やその家族などを早期に発見し適切な支援につなげるよう、取り組めます。

## 【現在の主な事業】

事業名	事業概要
地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）運営 【再掲】	高齢者の健康や福祉、介護、権利擁護*等に関する相談に応じ、身体状況に適した助言を行うなど、高齢者の自立した生活維持に向けた支援を実施。センターの円滑・適正な運営を図るため、職能団体や介護保険被保険者などで構成する地域包括支援センター運営協議会を設置
介護実習普及センター事業	介護講座の実施などにより介護知識・介護技術の普及を図るとともに、福祉用具*の展示・相談体制を整備し、福祉用具の普及を促進
働く人の介護サポートセンター	働く人が介護に直面した場合でも離職せずに介護と両立して仕事を続けられるよう専門の相談員が情報提供やアドバイスを実施
終活サポートセンター <社協>	最期まで自分らしく生き、自分の生き方を決定していくため、終活全般の総合相談を行うほか、ふれあいサロン*や地域カフェ*などの場で出前講座を実施

\* 主任介護支援専門員：介護支援専門員（ケアマネジャー）のうち、一定の実務経験を有し、主任介護支援専門員研修を修了した人。地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などにおいて、地域での多職種協働・連携の態勢づくりと個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

\*（市・区・校区）社会福祉協議会：P.277参照

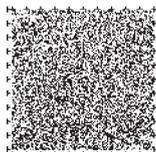
\* 終活：P.277参照

\* 権利擁護：P.276参照

\* 福祉用具：P.279参照

\* ふれあいサロン：P.279参照

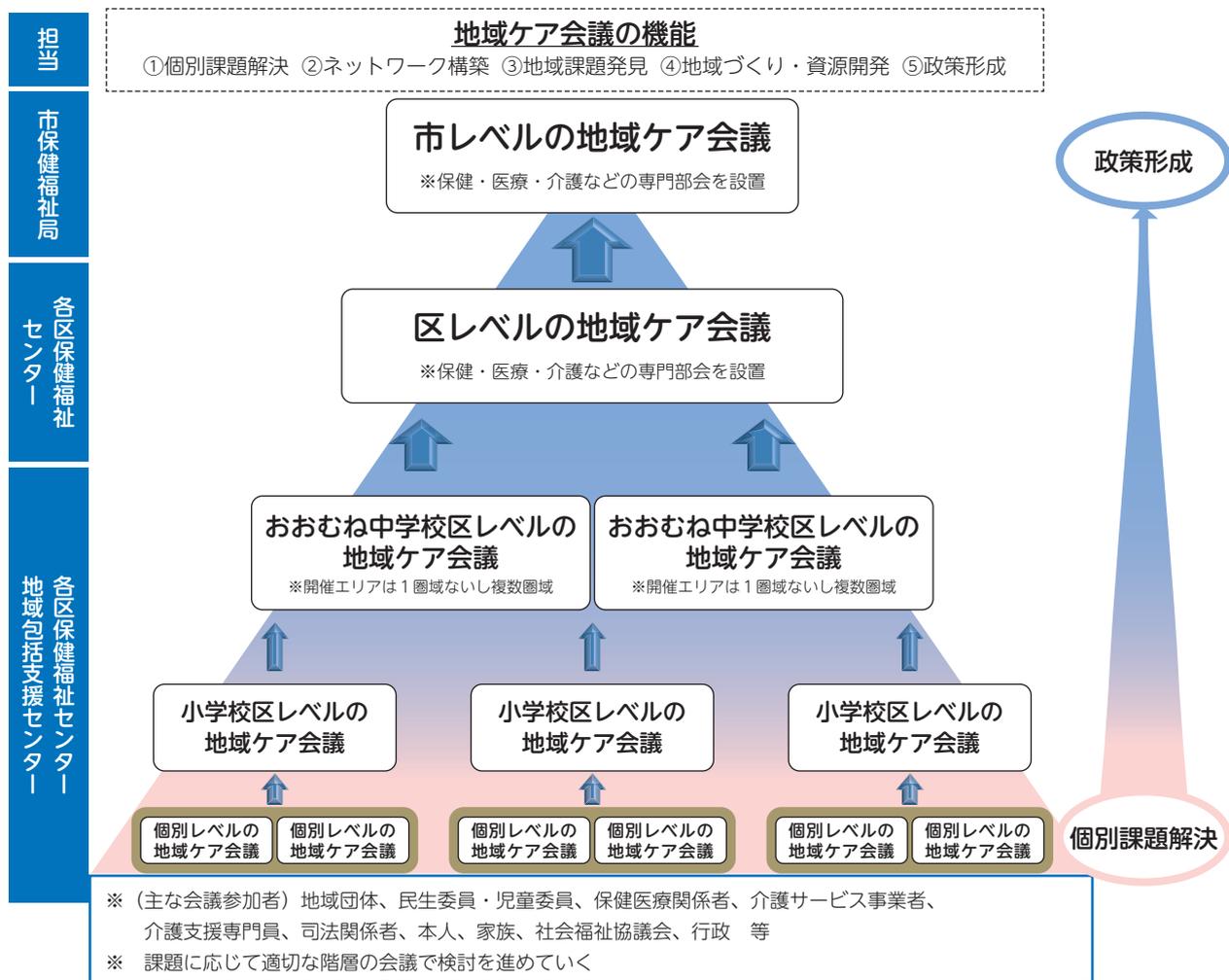
\* 地域カフェ：P.278参照



**施策1-2 地域ケア会議\*の推進**

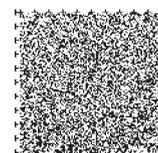
- 福岡市では「地域ケア会議」を、市・区・おおむね中学校区・小学校区、個別の各階層に設置し、保健・医療・介護などの専門職や地域住民との共働\*のもと、それぞれの課題解決能力の向上や、地域の関係機関相互の連携を高めていきます。
- 地域ケア会議で把握された地域課題について、多世代に向けた自立生活の啓発や、最期まで自分らしく生きるための支援・啓発など、分野横断的な取組みをさらに進めていきます。
- 介護予防の観点で高齢者の自立を支援していくための「自立支援に資する地域ケア会議」を実施していきます。

【図表80】福岡市の地域ケア会議



資料：福岡市

\* 地域ケア会議：P.186参照  
 \* 共働：P.276参照



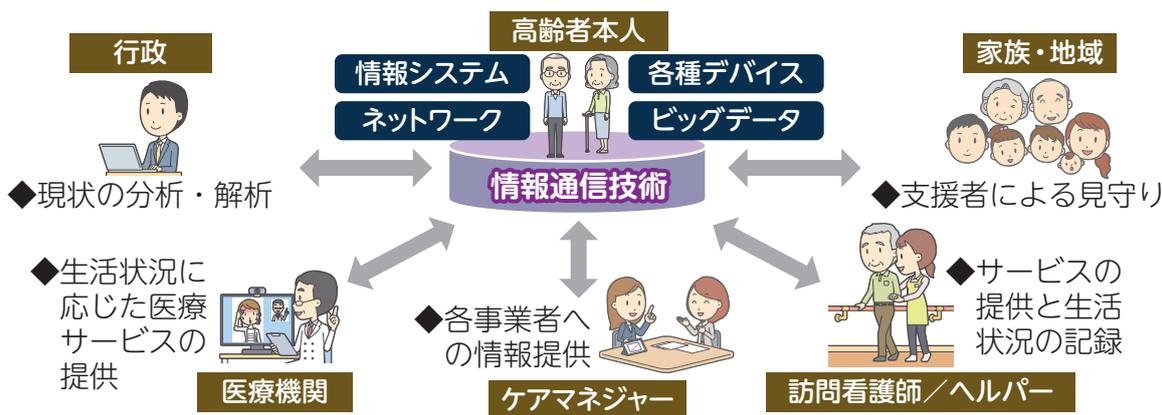
【現在の主な事業】

事業名	事業概要
地域ケア会議【再掲】	専門職や地域関係者などによる検討を通じ、それぞれの高齢者に対する支援の充実に向けた課題の発見・解決を図るとともに、個々の課題から見えてくる地域課題を発見し、必要な社会資源*づくり、政策の検討につなげるための地域ケア会議を市、区、概ね中学校区、小学校区、個別レベルに設置 2018年度（平成30年度）からは、介護予防の観点強化した自立支援型地域ケア会議を開催。高齢者一人ひとりの生活の質の向上とともに、会議参加者のスキルアップの場となるよう実施

**施策1-3 ICT（情報通信技術）やロボット等の利活用**

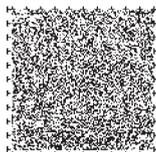
- 情報通信ネットワークを活用し、本人の同意のもとに、生活や心身の状況、サービス提供時の注意点などの情報を在宅医療\*や看護・介護に係る関係者が共有することで、関係者の負担軽減とサービスの質の向上を図り、在宅で安心して生活できる環境づくりを推進していきます。
- 行政の保有する医療や介護、予防（健診）等に係る各種データを集約し、地域ごとのニーズ分析や課題の「見える化」を行い、エビデンス（科学的根拠）に基づく適切な施策の企画・立案を実現し、医療・介護・予防・生活支援・住まいに係るサービスの充実化を図ります。
- 福祉・介護現場においては、職員の負担軽減及びサービスの質の向上をめざして、様々な場面でのAI（人工知能）やIoT\*、介護ロボットの利活用を進め、積極的な導入を支援・促進していきます。また、同時に、ICT技術を最大限に活用し、手続きの電子化や提出書類の削減など、行政側の事務の簡素化・効率化も進めていきます。
- 様々な手続きの電子化やICTを活用した情報発信が進む中、ICT機器の操作に不慣れな高齢者がスマートフォンやタブレット等に慣れ親しむための取組みを進めていきます。

【図表81】 ICTの利活用



資料：福岡市

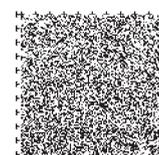
\* 社会資源：P.277参照  
\* 在宅医療：P.276参照  
\* IoT：P.275参照



## 【現在の主な事業】

事業名	事業概要
地域包括ケア情報プラットフォーム構築事業【再掲】	高齢者やその家族に多様なサービスが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアの実現に向け、保健・医療・介護等に関するビッグデータを一元的に集約・管理する情報通信基盤を構築し、ICTの活用により、地域ニーズの見える化や医療・介護における多主体間の連携などを実現するシステム
AI（人工知能）を活用した「ケアプラン作成支援システム」構築事業	行政や民間が保有するデータやAI等を活用することにより、科学的知見に基づいた、介護予防・重度化防止に資するケアプランの作成を支援するシステムの開発
ICTを活用した認知症の早期発見	ICT等を活用した認知機能の簡易検査を実施
福祉人材*確保事業	介護ロボット・IoT等の導入促進などによる「労働環境・処遇の改善」に関する事業を実施 ※事業の一部抜粋
ケア・テック・ベンチャー支援	ケア分野における現場の課題とスタートアップ企業のアイデアや技術を結びつけ、課題解決を促進
高齢者向けスマホ・タブレット講座	老人福祉センターにおいて、スマートフォン・タブレットの基本的な操作やアプリの使用法などに関する講座を実施
公民館スマホ塾	公民館において、高齢者等を対象にスマートフォンの使い方等を学べる講座を実施

\* 福祉人材：P.279参照



## 【基本目標2】

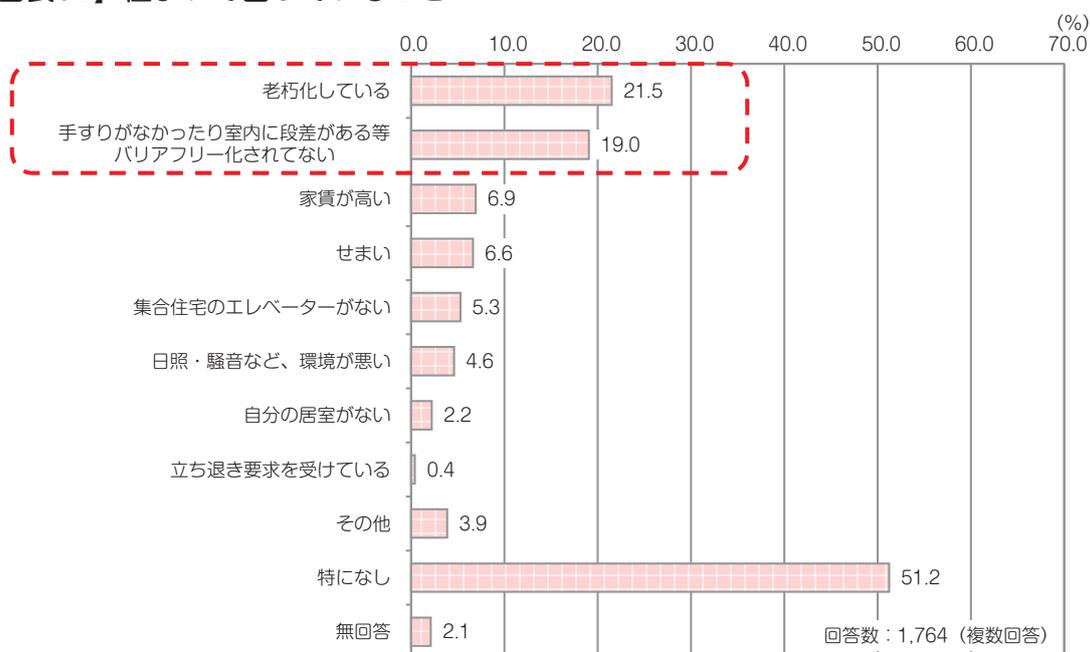
## 安心して暮らせる基盤づくり

## 〈現状と課題〉

## (1) 住まいの確保とバリアフリー\*の推進 (【図表82】)

- 高齢者一人ひとりの健康状態や家族の状況、経済状況は様々であり、高齢者の住まいへのニーズも多様化しているなど、高齢者の個々の状況に応じた多様な住まい（住宅・施設）の確保が求められています。
- 令和元年度福岡市高齢者実態調査によれば、現在の住まいに、「老朽化している」、「手すりがなかったり、室内に段差があるなどバリアフリー化されていない」などの困り事を抱えている高齢者が約2割いるという結果が出ています。介護が必要になってもできるだけ住み慣れた場所で暮らし続けられるよう、住まいのバリアフリー化の推進も必要です。
- バリアフリー化され、見守りや生活支援サービス\*の付いた高齢者向け住宅のニーズは年々高まっています。
- 家庭環境や経済面など様々な理由によって、自立した生活が困難な高齢者のための住まいとして、軽費老人ホームなど、できるだけ低額で利用できる住まいも必要となります。

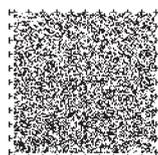
【図表82】 住まいで困っていること



出典：「令和元年度福岡市高齢者実態調査」(福岡市)

\* バリアフリー：P.279参照

\* 生活支援サービス：P.277参照



## (2) 福岡市の特性に応じた住まい方

- 福岡市は政令市の中で、民間賃貸住宅の割合が最も高いという特徴があります。民間賃貸住宅への入居に関し、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯は、「病気や居室内での死亡などへの不安」などを理由に入居を断られる場合があるため、高齢者が自らのニーズに合った住まいへ円滑に入居できるための支援が必要です。
- 市営住宅については、昭和50年代前半までに大量供給した住宅の老朽化が進行していることから、高齢化などの社会情勢に対応しながら、適切に機能更新を図る必要があります。

### コラム

#### ～高齢者の住まい方いろいろ～

高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯などを対象とした住まいとして注目されているのが、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームです。

サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律いわゆる「高齢者住まい法」の改正により創設されたもので、住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面に加え、安否確認や生活相談サービス等を提供することなどにより、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯が安心して暮らすことができる環境を備えた民間の賃貸住宅です。(2020年〔令和2年〕3月末現在で、福岡市内に約3,200戸)

また、有料老人ホームとは、専ら高齢者のみが入居し、入浴、排せつ、食事の提供、洗濯・掃除など家事の供与の介護等サービスを提供する施設として、老人福祉法に規定されている施設です。

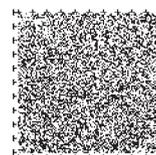
有料老人ホームはそのサービスの提供に応じて、さらに介護付、住宅型、健康型の3つに分けられます。(2020年〔令和2年〕3月末現在で、福岡市内の住宅型の定員約7,200人、介護付の定員約4,200人)

このほかにも、三世代同居や高齢者の近くにその子ども世帯が近居するなど、少子高齢化に対応した住まい方として見直されています。

また、複数人の仲間と一つ屋根の下で助け合って暮らすグループリビング\*やシェアハウスなどの住まい方もあります。友人や知人など、血縁ではないつながりを大切にしながら、一人暮らしや夫婦二人暮らしの高齢者などの孤独な生活への不安に応えるかたちで生まれてきたもので、気の合う仲間と一緒に楽しく生活していけることや、家賃が低く抑えられることなどのメリットがあるようです。



\* グループリビング：一人暮らしの不安を考慮するため、複数人の仲間と一つ屋根の下で助け合って暮らす暮らし方。



### (3) 買い物などの日常生活の支援等

---

- 超高齢化、世帯の単身化が進む中、日常生活において支援を要する高齢者が増加しているほか、支援ニーズが多様となっており、日常生活の中でも欠くことができない買い物等の支援を実施する必要があります。
- 買い物や通勤、通院など、日常生活に欠かすことができない人の移動、いわゆる生活交通の確保は重要です。また、身体的な理由などから、日常生活の歩行や移動に支障がある高齢者や、寝たきりのために一般の交通機関の利用が困難な高齢者などへの支援も必要です。

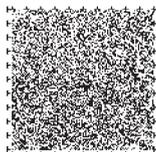
### (4) 福岡市の特性に応じた支え合いの仕組み

---

- 全国的に高齢化が進む中、福岡市も一貫して高齢化率が上昇し、特に、後期高齢者（75歳以上の高齢者）の単独世帯が、急激に増加することが見込まれ、住民同士の支え合い・助け合いが非常に重要となっています。また、福岡市は住民異動が頻繁で、隣近所との関係が希薄化しやすいと考えられるため、様々な方法を凝らして、その特性に応じた支え合いの仕組みを築いていく必要があります。
- 地域やコミュニティにおいて、お互いを気にかけて支え合う関係が育まれることは、社会的孤立\*の発生・深刻化を防ぐことにも資するものであり、誰もが望めば多様な経路でつながり、参加することのできる環境が整備されていることが必要です。

---

\* 社会的孤立：P.277参照



## コラム

## ～高齢者の運転を考える～

福岡市に住む60歳以上の人を対象として、2019年度（令和元年度）に実施した高齢者実態調査（※1）において、外出する際の交通手段は何かという問いに対して、徒歩や路線バスに次いで自家用車の運転が3位となり、自家用車は高齢者の交通手段として高いニーズがあることがわかっています。

また、福岡市では、高齢者人口（65歳以上の人口）が増加しており、65歳以上の運転免許保有者が2019年（令和元年）に155,378人（※2）と、4年間で約1.2倍に増加しています。

一方で、高齢運転者による交通事故への不安もあります。警察庁の統計資料によると、2019年（令和元年）の75歳以上の高齢運転者が第1当事者（※3）となる死亡事故は全国で401件と、過去10年間で最少の件数となりましたが、免許人口10万人当たりでは6.9件で、75歳未満の運転者の件数と比較すると2.2倍となっています。福岡市でも、65歳以上の高齢者が第1当事者となる交通事故の全事故に対する割合は、2016年（平成28年）が15.6%、2017年（平成29年）が16.5%、2018年（平成30年）が16.8%、2019年（令和元年）17.7%（※2）と、少しずつ増えています。

（※1）福岡市内在住の60歳以上3,000人を対象に調査を実施し、1,866人（62.2%）から回答を得ました。

（※2）「福岡市の交通事故」出典

（※3）「第1当事者」とは、最初に交通事故に関与した車両等（列車を含む。）の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいいます。また、過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいいます。

今後も高齢運転者の増加が予想されており、高齢運転者が、交通事故を起こさないため、加齢による自らの身体機能や認知機能の低下に気づき、安全運転を心がけることが必要です。また、夜は見えにくいので運転しないようにしよう、雨の日は視界が悪いから運転しないようにしよう、など交通事故を起こさないためのルールづくりが必要になります。運転する日の体調や、天候、路面状況などに合わせた運転への心がけも必要です。

さらに、交通事故を防止し、その被害を軽減できる、安全運転サポート車（通称・サポカー）への代替や、後付けの安全運転支援装置を備え付けることも有効です。

## 安全運転サポート車

衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進等抑制装置等が搭載された自動車

## ○衝突被害軽減ブレーキ

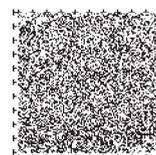
車載レーダー等により前方の車両や歩行者を検知し、衝突の可能性がある場合には、運転者に対し警報し、さらに衝突の可能性が高い場合には、自動でブレーキが作動します。

## ○ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時や低速走行時に、前方や後方の壁や車両を検知している状態でアクセルを踏み込んだ場合には、エンジン出力を抑える等により急加速を防止します。

## 後付けの安全運転支援装置

既販車に後付けで設置する、ペダル踏み間違い急発進等抑制装置等



高齢運転者の事故に特有なこととして、大きな事故の前に小さな事故を多発するということが挙げられます。例えば、車庫入れに時間がかかるようになった、車に小さな傷が増えたなどといった場合には注意が必要です。家族がそのような運転の変化に気がついた場合には、家族で運転について考え、ルールづくりや安全運転支援装置の活用などに取り組むことが大切です。大切な家族を加害者にしないため、加害者の家族にならないため、早いうちから運転について、家族で話合うことが重要です。

### (5) 地域包括ケアを支える福祉・介護人材\*の確保

- 少子化による労働力人口の減少と高齢化の一層の進行に伴い全産業的に人手不足が進み、人材獲得のための競争が激化しています。高齢者が、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域包括ケアを支える福祉・介護人材の確保が大きな課題となっており、今後さらなる深刻化が予測されます。
- このうち、介護サービスの担い手については、福岡県では2025年度（令和7年度）には約9,500人不足すると推計されており、この推計値と要介護認定者\*数における福岡県と福岡市の割合を用いて試算すると、福岡市は約5,500人となります。

#### 【参考】2025年度（令和7年度）の福岡県の介護人材（推計値）

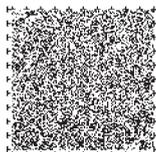
需要見込み	供給見込み	差
95,246人	85,790人	約9,500人

※厚生労働省が2018年（平成30年）5月に公表した「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」

中でも、訪問介護\*員の有効求人倍率は2019年度（令和元年度）の全国平均で15倍を超えており、特に深刻な問題となっています。また、福岡市における離職率は全国や福岡県よりも高くなっています。今後、認知症や医療ニーズをあわせ持つ要介護高齢者の増大が見込まれており、介護人材の確保は、ますます重要になっています。

- 一方、介護分野への外国人人材の受入は進んでおり、2017年（平成29年）9月の在留資格「介護」創設、同年11月の技能実習への介護分野追加に加えて、2019年（平成31年）4月からは在留資格「特定技能」が創設され、今後も外国人の受入は拡大していく見込みです。
- 福岡市で活躍する外国人人材が、帰国後も介護分野で活躍できるよう人材還流\*の仕組みをつくることが期待されています。

\* 介護人材：P.276参照  
 \* 要介護認定者：P.280参照  
 \* 訪問介護：P.280参照  
 \* 還流：P.276参照



## (6) 災害時の支援体制づくり

- 全国的に大規模な災害が多発する中で、平常時から地域での見守り活動を進めることは、災害時の助け合いや高齢者の円滑な避難支援にも資する取組みです。
- 公民館や小学校などの一般的な避難所や、同避難所内に必要に応じて設置される福祉避難室\*での生活が困難な高齢者等を受け入れるために、福祉避難所\*を開設しますが、今後、高齢者数の増加とともに、要配慮者数も増加が見込まれており、大規模な災害の発生も想定した福祉避難所の確保が必要です。
- 福岡市は交流人口も多いため、災害発生時には、市民以外の高齢者の安全・安心の確保にも配慮する必要があります。

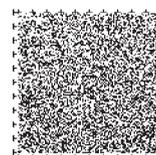
### 施策の方向性

- 高齢者が安心して快適に暮らせるために、高齢者の心身の状況やニーズ等に応じた多様な住まいを確保するとともに、高齢者の住まいへの入居支援等の取組みを促進します。
- 高齢者等の日常生活の支援については、そのニーズの把握や、必要なサービスとのマッチングなどを図ります。特に買い物への支援については、多様な社会資源\*を活かし、地域ごとの特性やニーズに応じた多様で持続可能な買い物支援の取組みを進めます。
- 日常生活の歩行や移動に支障がある要介護高齢者や、寝たきりのために一般の交通機関の利用が困難な高齢者などに対して支援を行っていきます。
- 公共交通による生活交通の確保については、生活交通条例に基づき、休廃止対策や不便地対策などに取り組み、持続可能な生活交通の確保に努めます。
- 市全体やその圏域ごとの特性に応じて、高齢者や子ども、学生や外国人などの地域住民はもとより、企業やNPO、介護事業者、大学等の多様な主体が相互に連携し、その意欲や能力に応じて役割を持って活躍することで、高齢者が社会的に孤立することがないように支え合いの仕組みづくりを進めます。
- 福祉・介護人材の確保に向けて、介護事業者の経営力強化などの「労働環境・処遇の改善」、外国人人材の受入支援を含む「新規人材の参入促進」及び「資質の向上」を総合的に推進します。
- 災害時における高齢者の円滑な避難支援体制の構築を図るとともに、特別な配慮を必要とする高齢者のために福祉避難所の確保を推進します。

\* 福祉避難室：P.279参照

\* 福祉避難所：P.279参照

\* 社会資源：P.277参照



## 施策2-1 住まいの確保と住環境の整備

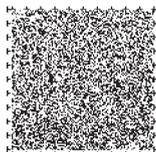
- 「福岡市住生活基本計画」及び「福岡市高齢者居住安定確保計画」に基づき、高齢者が安心して居住できる生活支援サービス（安否確認・生活相談）が付いた高齢者向けの住宅や高齢者向け施設の供給促進、また、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化等を進めることにより、高齢者の心身の状況やニーズに応じた多様な住まいの確保を促進します。
- 心身の状況等により、多様化する住まいへの要望に対して、高齢者のニーズに沿った情報を提供し、安心して居住することができる住まいを選択できるよう支援するとともに、円滑に入居するための支援策の充実を図ります。
- 公的機関や医療機関、民間事業者など多様な主体との連携を強化しながら、今後増加が見込まれる、住宅に居住しながら介護サービスや生活支援サービス\*などを必要とする高齢者の住生活の支援と質の確保を図ります。
- 市営住宅については、機能更新の際に、バリアフリー化を進めるとともに、高齢者世帯等のより住宅困窮度が高い世帯に対して、入居者の定期募集における優遇制度を実施するなど、市営住宅への入居を支援します。
- 「福岡市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づき、住宅セーフティネット機能の強化を図るため、民間の賃貸住宅を活用し、セーフティネット住宅の登録促進や、入居者負担軽減に向けた経済的支援を実施します。
- 家庭環境や経済面など様々な理由により、自立した生活が困難な高齢者の住まいを確保するため、軽費老人ホームの運営費の支援などを行います。

### 【現在の主な事業】

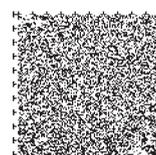
事業名	事業概要
サービス付き高齢者向け住宅の供給促進	高齢者の単独・夫婦世帯が安心して居住できる住宅の供給促進を図るため、バリアフリー化や安否確認サービスなど一定の基準を満たす「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を推進
住宅改造相談センター	身体機能の低下した高齢者やその家族が住宅をその高齢者に適するように改造する場合、改造方法や助成制度などに関する相談対応や情報提供を実施
住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行う場合に、その費用の一部を支給
高齢者住宅改造助成事業	要介護者等のいる世帯に対し、住宅を改造する際の費用の一部を助成（原則として住宅改修費の支給対象となるものを除く）
住まいサポートふくおか (福岡市居住支援協議会事業) ＜市、社協＞【再掲】	住み替えでお困りの高齢者等を支援するため、福岡市社会福祉協議会*をコーディネーターとして、入居に協力する「協力店」の確保や入居支援を行う支援団体によるプラットフォームを構築し、民間賃貸住宅への円滑入居及び入居後の生活を支援
市営住宅におけるユニバーサルデザインの導入推進	市営住宅の機能更新では、室内外の段差解消やエレベーター設置などのバリアフリー化に加え、玄関等への手すりの設置、水栓のレバー化など誰もが暮らしやすいように、ユニバーサルデザインの導入を推進

\* 生活支援サービス：P.277参照

\* (市・区・校区) 社会福祉協議会：P.277参照



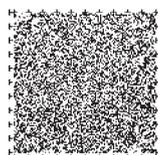
事業名	事業概要
セーフティネット住宅入居支援事業	住宅セーフティネット機能強化を図るため、高齢者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録促進や、入居者負担軽減及び居住環境向上のための経済的支援を実施（改修費補助、家賃低廉化補助、家賃債務保証料低廉化補助）
軽費老人ホーム運営費補助	身体的機能の低下や高齢のため、独立した生活に不安がある高齢者が、低廉な利用料で入所できる施設である軽費老人ホームの運営を支援



## 施策2-2 日常生活の支援等

- 生活支援については、行政、社会福祉協議会\*、地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）\*等が連携し、社会福祉連携推進法人\*制度など近年の制度改正を踏まえ、地域資源の発掘や担い手の養成などの資源開発、関係者間の情報共有や連携体制づくり等のネットワーク構築、高齢者等の住民ニーズとサービス資源のマッチングなどにより、多様な主体による多様な支援の充実を図ります。
- 特に、買い物支援については、移動販売車の運行や臨時販売所の開設、買い物先への送迎など多様な方法を、民間の活力や地域の支え合いの力、ICT（情報通信技術）などの新しい技術等、多様な社会資源\*を活かして具体化し、地域の特性やニーズに応じた支援に取り組んでいきます。
- 日常生活の歩行や移動に支障がある要介護高齢者等に対して、介護保険制度において、訪問介護\*員による外出支援や歩行器などの貸与を行っていくとともに、寝たきりのために一般の交通機関の利用が困難な高齢者等に対して、寝台タクシー料金の一部を助成するなどの支援を行っていきます。
- 公共交通施策として、誰もが使いやすい安全、安心、快適な交通環境づくりを進めるとともに、行政、市民及び交通事業者の協力と連携のもと、地域の実情に応じた持続可能な生活交通の確保に努めます。

\*（市・区・校区）社会福祉協議会：P.277参照  
\* 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）：P.278参照  
\* 社会福祉連携推進法人：P.277参照  
\* 社会資源：P.277参照  
\* 訪問介護：P.280参照



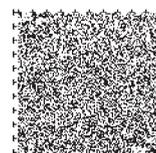
## 【現在の主な事業】

事業名	事業概要
生活支援体制整備事業【再掲】	生活支援コーディネーター*の配置などにより、地域における資源開発やネットワーク構築、ニーズとサービスのマッチングを行い、多様な主体による多様な支援の充実を促進
地域との協働による買い物等支援推進事業【再掲】	買い物支援推進員を設置し、企業・事業所等の地域資源の掘り起こしを進め、これと地域をマッチングすることで、地域の特性やニーズに応じた、多様で持続可能な買い物支援の仕組みを構築
商店街社会課題解決型補助金	商店街が行う少子化・高齢化等の社会課題に対応した集客力向上及び売上増加の効果のある事業（買い物困難者（買い物弱者）支援等）に対して、その対象経費の一部を補助
介護予防・生活支援サービス事業	要支援者等に対して、専門職によるサービスを必要とする人を対象とした、従来の訪問介護・通所介護と同等である介護予防型サービスと、専門職によるサービスを必要としない人を対象とした、従来の訪問介護・通所介護よりも割安な料金で利用できる生活支援型サービスを実施
ふれあいネットワーク<社協>【再掲】	地域住民や団体がネットワークをつくり、高齢者などの見守り活動等を実施
生活支援ボランティアグループ支援（ご近所お助け隊支援事業）<社協>【再掲】	日常のちょっとした困りごとを解決するボランティアグループの立ち上げ・運営や、元気高齢者の活躍の場として活動につなぐ支援を実施 グループに対し活動経費の一部を助成
訪問介護（介護保険サービス）	訪問介護員が居宅を訪問し、食事、入浴、排せつ、通院・外出の付き添いなどの身体介護や調理、洗濯、買い物などの生活援助を実施、また、通院などを目的とした乗車介助（介護タクシー）を実施
福祉用具貸与（介護保険サービス）	日常生活の自立を支援するため、車いす、特殊寝台、床ずれ予防用具、歩行補助つえなどの福祉用具を貸与
移送サービス	寝たきりのため一般の交通機関を利用することが困難な高齢者に、寝台タクシー料金の一部を助成
福祉有償運送*【再掲】	NPO団体等が実施する福祉有償運送について、運送運営協議会を主宰するとともに、相談や実施団体への助言、指導、ボランティア運転手の養成支援などを実施
公共交通バリアフリー*化促進事業	福岡市バリアフリー基本計画に基づき、誰もが使いやすい安全、安心、快適な交通環境づくりのため、ノンステップバス・ユニバーサルデザインタクシーの導入や鉄道駅のバリアフリー化を促進
生活交通支援事業	バス路線の休廃止に伴い公共交通空白地となる地域における代替交通の確保や、公共交通が不便な地域における地域が主体となった生活交通確保の取組みへ支援

\* 生活支援コーディネーター：P.277参照

\* 福祉有償運送：P.279参照

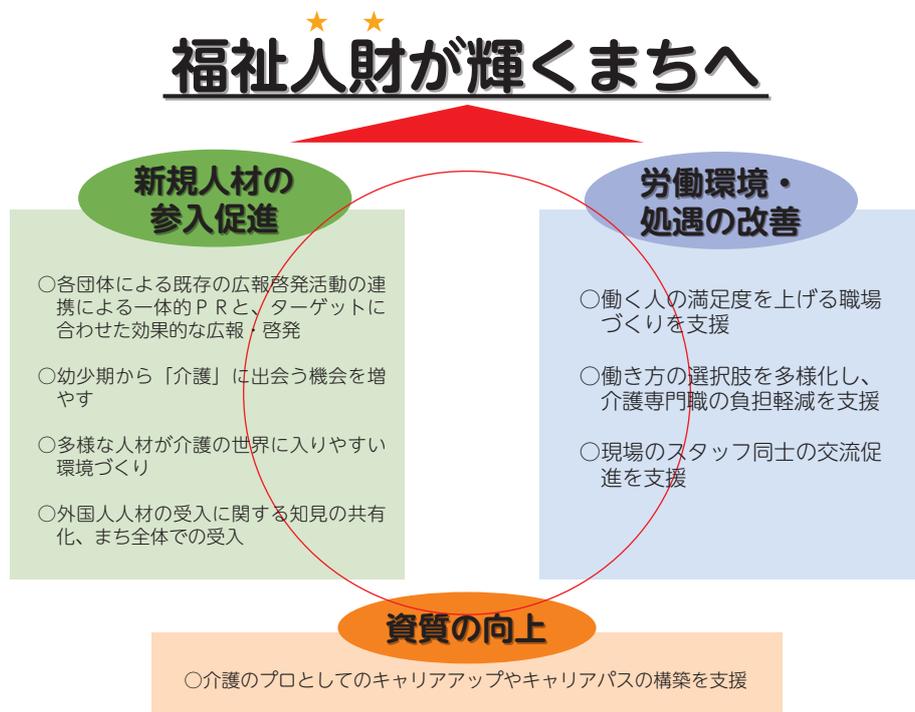
\* バリアフリー：P.279参照



施策2-3 支え合う環境づくりと福祉・介護人材\*の確保

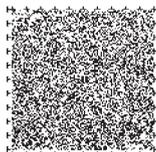
- 社会福祉協議会\*、民生委員・児童委員\*協議会、老人クラブ連合会、衛生連合会\*、自治協議会\*等、地域で活動する各種団体への支援や、様々な場面での連携を通じて、地域の特性に応じた住民同士の支え合い・助け合いの仕組みづくりを支援します。
- 住民団体だけでなく、企業やNPO、介護事業者、大学などの多様な主体の地域の支え合い・助け合い活動への積極的な参加を促進するとともに、社会福祉法人の地域での公益的な取組みを推進します。
- 住民の地域コミュニティへの参加を促し、住民相互の顔の見える関係づくりを進めるため、住民が気軽に集まれる場づくりを進めます。住民の交流の場として空き家などの活用を進める市社会福祉協議会への支援を行っていきます。
- 高齢者が、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、喫緊の課題である福祉・介護サービスの担い手を確保するため、介護事業者の経営力強化などの「労働環境・処遇の改善」、外国人人材の受入支援を含む「新規人材の参入促進」及び「資質の向上」に総合的に取り組みます。
- あわせて、介護に関する入門的研修の実施や、介護事業所向け研修の充実、介護ボランティアの登録・活用など、福祉・介護人材のすそ野を広げ、定着を促進する様々な取組みを進めます。

【図表83】福祉人材が輝くための施策のイメージ図



資料：福岡市

\* 介護人材：P.276参照  
 \* (市・区・校区)社会福祉協議会：P.277参照  
 \* 民生委員・児童委員：P.280参照  
 \* 衛生連合会：P.275参照  
 \* 自治協議会：P.276参照



## 【現在の主な事業】

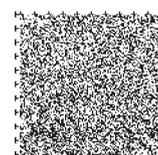
事業名	事業概要
社会福祉協議会地域福祉推進事業費補助金【再掲】	地域福祉の推進に多大な役割を果たし、市民福祉の向上を目的とした事業を積極的に実施している福岡市社会福祉協議会に対する事業費の補助
福岡市民生委員児童委員協議会補助金【再掲】	日頃から、社会奉仕の精神をもって自主的に社会福祉の増進に努め、低所得者の自立更生の支援、高齢者・障がい者・児童・母子等の福祉向上及び公的社会福祉施策への協力等を行っている民生委員・児童委員の活動支援
老人クラブ活動支援	高齢者の社会参加及び健康づくりを推進するため、老人クラブ活動費及び福岡市老人クラブ連合会運営費、各種事業費等について助成
ふれあいネットワーク<社協>【再掲】	地域住民や団体がネットワークをつくり、高齢者などの見守り活動等を実施
ふれあいサロン<社協>【再掲】	閉じこもりがちな高齢者や障がいのある人等の孤立防止や介護予防、生きがいと健康づくり等を目的に、レクリエーションなどサロン活動を実施
多様な居場所づくりの支援<社協>【再掲】	ふれあいサロンや地域カフェ*、家族介護者のつどい、子ども食堂等、住民の様々な交流の場づくり（立ち上げ、運営）の支援
社会貢献型空家バンク事業<社協>【再掲】	空家を子ども食堂や地域サロン、高齢・障がい福祉事業所等の活動拠点とするため、法務・税務・建築等の各種専門家と共働*して総合相談窓口を設置・運営し、空家の福祉活用を推進
福祉人材*確保事業【再掲】	介護の経営力強化や介護ロボット・IoT*等の導入促進などの「労働環境・処遇の改善」、業界一体となった福祉・介護の魅力発信などの「新規人材の参入促進」、研修を通じた「資質の向上」など、総合的な取り組み
外国人介護人材受入支援事業	外国人介護人材の受入促進のための相互支援プラットフォームにおいて、官民一体となり、安全で継続的な受入等の仕組みや福岡ならではの魅力づくりを実施
介護に関する入門的研修	介護予防・日常生活支援総合事業*の生活支援型訪問サービスや地域での介護の担い手を養成する研修の実施

## 関連する施策

※見守りと支え合い活動の推進については、地域分野の施策2－3参照

\* 地域カフェ：P.278参照  
 \* 共働：P.276参照  
 \* 福祉人材：P.279参照

\* IoT：P.275参照  
 \* 介護予防・日常生活支援総合事業：P.276参照



## 施策2-4 災害対策の推進

- 災害時に支援を必要とする高齢者が円滑に避難できるよう、平常時から避難行動要支援者名簿\*の管理や地域の見守り活動等の仕組みづくりを進めるとともに、防災担当部署、区役所、社会福祉協議会\*などの関係機関と連携して避難支援の体制構築を図ります。
- 一般的な避難所や福祉避難室\*での生活が困難な高齢者等のための福祉避難所\*の確保、さらに市社協が運営する災害ボランティアセンターなどとの連携により、災害発生時の支援体制の構築を図ります。また、福祉避難所などで必要となる食料等は、施設などと連携しながら確保を図っていきます。

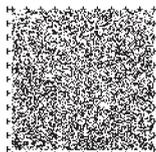
### 【現在の主な事業】

事業名	事業概要
ふれあいネットワーク ＜社協＞【再掲】	地域住民や団体がネットワークをつくり、高齢者などの見守り活動等を実施
災害ボランティア活動推進事業 ＜社協＞【再掲】	災害への備えについて市民意識の向上を図るとともに、災害時の支援活動に迅速に対応できる人材の育成を目的とした研修・講座・訓練を実施
福祉避難所の確保	一般的な避難所や福祉避難室での生活が困難な高齢者を受け入れるための福祉避難所を確保（施設自体の安全性やバリアフリー*化が図られていること、避難スペースや職員の確保などを要件に、老人福祉施設等と協定を締結）

### 関連する施策

※見守りと災害時の助け合いの連携については、地域分野の施策2-4参照

\* 避難行動要支援者名簿：P.279参照  
 \* （市・区・校区）社会福祉協議会：P.277参照  
 \* 福祉避難室：P.279参照  
 \* 福祉避難所：P.279参照  
 \* バリアフリー：P.279参照



## 【基本目標3】

### いつまでもいきいきと活躍できる環境づくり

#### 〈現状と課題〉

#### (1) 「人生100年」時代の到来

- 日本は、平均寿命が、2019年（令和元年）現在で、男性81.41年、女性87.45年と、世界でも最高水準の長寿国となっています。平均寿命は今後さらに伸びるものと予測され、いまや「人生100年」時代が目前に迫っています。
- こうした時代にあっては、65歳を超え高齢期に入ってから、20年、30年という長い期間を過ごすこととなります。この期間を元気に活動的に過ごすことが、一人ひとりが生きがいのある人生を送る上で、これまで以上に重要となっています。

#### (2) 高齢者の社会参加

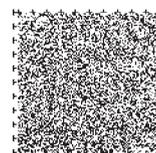
- 平均寿命の延伸に伴って、「自らを高齢者だと思わない」人が増えるなど、高齢者自身の意識も大きく変わってきました。実際に、歩行速度が10年程度若返っているという報告（国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター）もあるなど、高齢者の身体能力も高まっています。
- 高齢者の社会参加への意欲は高く、2017年度（平成25年度）に内閣府が行った「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」では、健康・スポーツや趣味、地域行事、就業などの活動を行いたいと考えている人は、60歳以上の72.5%にのぼっています。
- 高齢者が、積極的に社会と関わり、社会に参加することは、生きがいや健康づくり、社会的孤立\*の防止、ひいては健康寿命\*の延伸にもつながります。
- また、社会においても、少子高齢化が急速に進展する中、地域コミュニティや事業所など様々な場所で人材不足が課題となっており、高齢者の活躍に大きな期待が寄せられています。
- 高齢者一人ひとりが、年齢を重ねても意欲や能力に応じて様々な形で社会に参加し、社会の中で活躍できるよう、環境づくりにさらに取り組んでいく必要があります。

#### (3) 「働きたい」高齢者の支援（【図表84、85】）

- 様々な社会参加活動の中でも、特に就業については、高齢者の意欲が非常に高い一方で、65歳以上の人のうち実際に働いている人は24.2%にとどまっている現状があります。

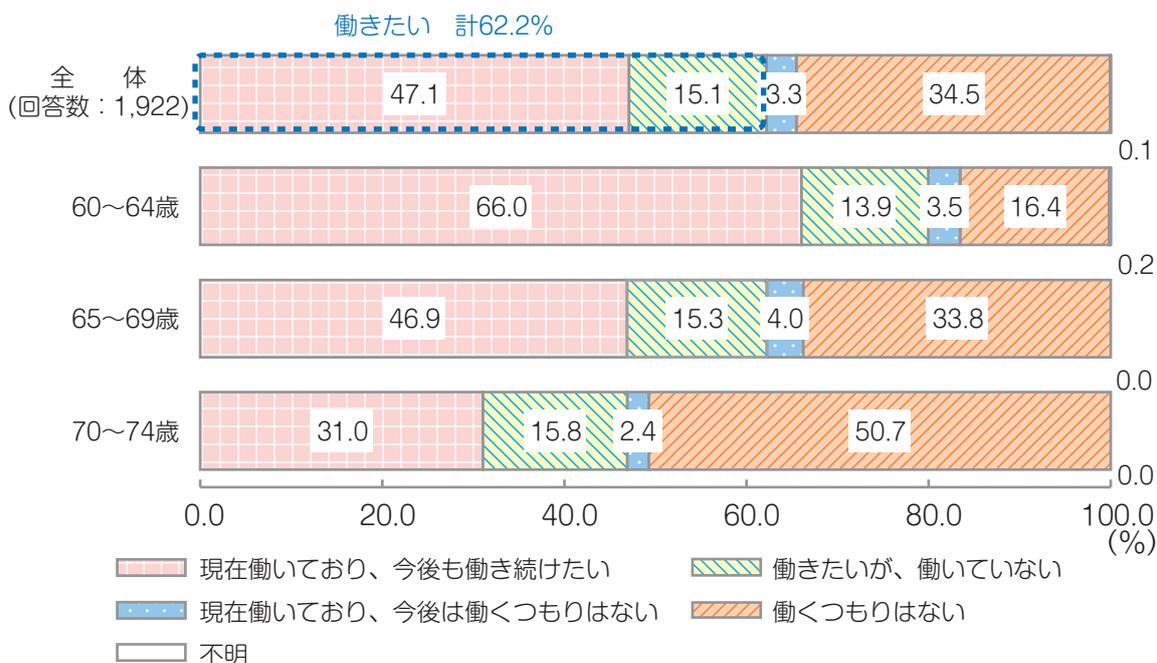
\* 社会的孤立：P.277参照

\* 健康寿命：P.276参照



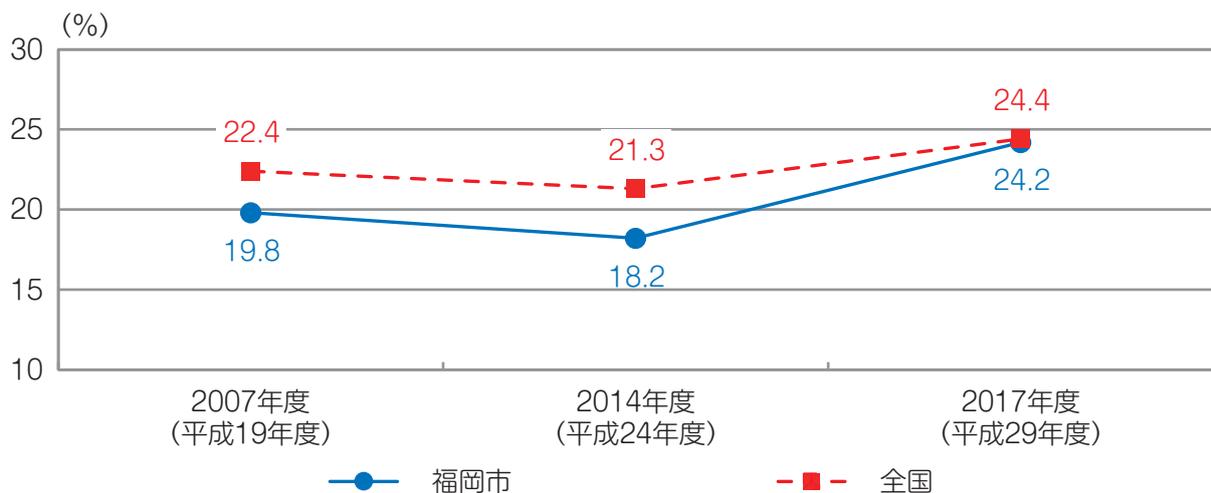
- こうした状況の背景には、高齢者が希望する仕事と実際の業務のミスマッチ、就業に関する情報の不足、さらには高齢者の多様なニーズに応じた就業機会の確保や高齢者雇用に関する事業者の理解促進の必要性など、様々な課題があります。
- これらの課題を踏まえ、今後、働きたい高齢者がその希望をかなえられるよう積極的に支援するとともに、高齢者のニーズを踏まえた就業機会の確保や職場環境の整備を図り、高齢者が活躍できる社会づくりを進めていくことが重要です。

【図表84】 高齢者の就業意欲

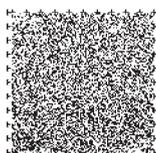


出典：「福岡市高齢者の就業に関する調査（令和元年度）」（福岡市）

【図表85】 高齢者の就業率（全国、福岡市）



出典：「就業構造基本統計調査」（総務省）



#### (4) 介護予防の推進（【図表86】）

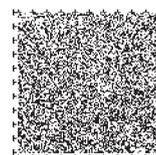
- 介護予防とは、介護が必要な状態となることをできるかぎり防ぐ（遅らせる）、また、介護が必要となった場合に、その悪化をできるかぎり防ぎ、さらには軽減をめざす取り組みのことで、若年期・壮年期から健康づくりに励み、高齢期に入ってからでも取り組みを続けることが大切です。
- 介護予防教室や生き生き講座、認知症予防教室など各種講座の実施とともに、よかトレ実践ステーション\*の創出・継続支援やふれあいサロン\*の介護予防機能強化などにより、住民が身近な地域で主体的かつ、気軽に介護予防活動に取り組むことのできる通いの場づくりが進んでいます。
- ボランティア活動を行った高齢者にポイントを付与し、たまったポイントを換金又は寄付できる介護支援ボランティア事業\*を通じて、高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援しています。
- 高齢者が支援を要する状態となっても、尊厳を保持し、住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けることができるよう、介護予防の観点で多職種協働による自立支援に資する地域ケア会議\*を開催しています。個々の高齢者の身体状況、生活の質の維持・改善をめざすと同時に、地域課題の抽出とその解決をめざした検討につなげています。
- 本人の意向や身体的な状況により、通いの場に参加しない、あるいはできない人についても、その中で何らかの支援ニーズを有する人を把握し、必要な支援につなげる取り組みを進めていくことが必要となっています。

\* よかトレ実践ステーション：P.135参照

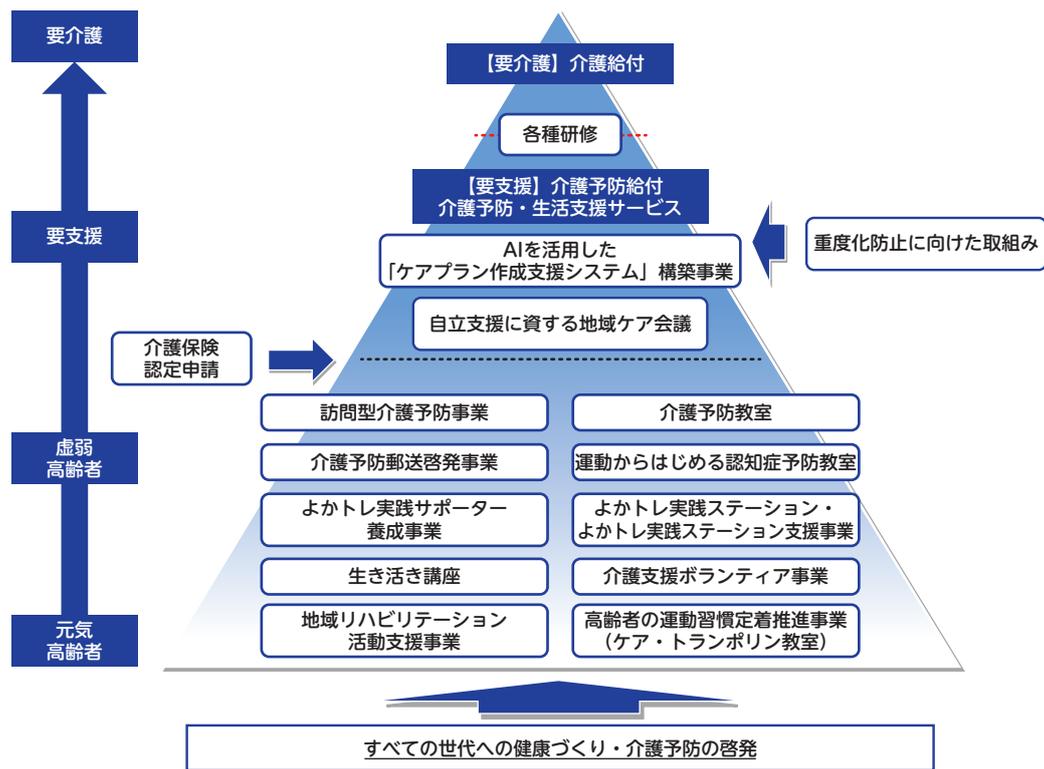
\* ふれあいサロン：P.279参照

\* 介護支援ボランティア事業：P.208参照

\* 地域ケア会議：P.186参照



【図表86】 介護予防事業のイメージ図



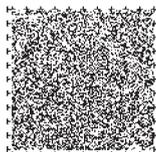
資料：福岡市

### (5) 活動の場づくり

- 高齢者の健康の増進、教養の向上、レクリエーション、就業の支援等の活動の場として、各区に1か所ずつ老人福祉センター\*を設置しています。
- 高齢者の教養の向上、レクリエーション及び相互親睦の場として、小学校区に1か所ずつ老人いこいの家\*を設置しており、超高齢社会において、高齢者が地域福祉活動の中心的役割を担うことや公民館とともに地域コミュニティの核となることが期待されています。
- 地域福祉活動を推進するためには、活動拠点や交流の場を望む声が多く、高齢者も参加しやすい身近な場所での拠点づくりを進める必要があります。

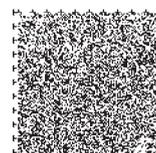
\* 老人福祉センター：P.102参照

\* 老人いこいの家：P.102参照



### 施策の方向性

- 高齢者一人ひとりが、意欲や能力に応じて社会で元気に活躍し、生きがいのある生活を送ることができるよう、高齢者の社会参加を促進・支援します。
- 特に、高齢者の意欲が高い就業については、高齢者の多様なニーズを踏まえた就業支援や、年齢を重ねても働き続けられる環境づくりに取り組みます。
- 住民主体で参加しやすく、地域に根差した健康づくりや介護予防を推進し、その普及・啓発や高齢者の健康の保持増進を図ります。
- 身近な地域において、高齢者を中心に人が集い、様々な活動を行うことができる場や機会を提供します。



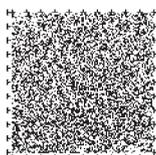
### 施策3-1 社会参加の促進

- 高齢者が社会の中で元気に活躍し、生きがいのある生活を送ることができるよう、地域活動やボランティア活動、趣味や健康づくりの活動、就業など、社会参加にかかわる様々な活動を促進・支援します。
- 高齢者が自ら企画・実施するイベントや、高齢者同士が教え合う教室など、高齢者の主体的な活動を支援します。
- 退職などで生活スタイルの大きな転換が見込まれる世代に対し、社会参加に関する情報を幅広く提供し、社会参加のきっかけづくりに取り組みます。
- 老人クラブが行う地域活動やボランティア活動、教養・健康づくりのための活動を支援します。
- 一人ひとりの特性に応じ、健康づくりや地域活動などへ気軽に取り組めるよう、後押し の仕組み（インセンティブ制度）の検討を進めます。

#### 【現在の主な事業】

事業名	事業概要
福祉バス	高齢者、障がい者団体等の研修会、レクリエーション等の活動を促進するため、貸切バスの利用料の一部を助成
高齢者乗車券	高齢者の社会参加を促進し、高齢者福祉の向上に寄与するため、交通費の一部を助成
高齢者創作講座・シニア教室	高齢者の社会参加の意識高揚や相互親睦を図り、生きがいを高めるため、創造的活動への参加や、相互の教え合いを支援
アラカン*フェスタ	これからの生き方・過ごし方を主体的に考え、趣味や地域・ボランティア活動、起業や就労などを行うきっかけづくりのため、60歳前後を中心とする幅広い世代が、必要な情報や人に出合えるイベントを開催するとともに、これらの世代が自らイベントなどを企画・実施する「R 60 倶楽部」の活動を支援
老人クラブ活動支援【再掲】	高齢者の社会参加及び健康づくりを推進するため、老人クラブ活動費及び福岡市老人クラブ連合会運営費、各種事業費等について助成
全国健康福祉祭参加支援	毎年開催される全国健康福祉祭へ参加する福岡市選手団の参加費等の一部を助成

\* アラカン：P.275参照

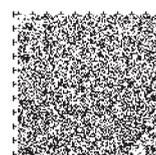


### 施策3-2 就業の支援

- 高齢者の「働きたい」との意欲が就業につながるよう、高齢者の多様なニーズを踏まえ、求職活動の開始から就業に至るまで、段階に応じた支援を行います。
- 高齢者の就業の場の拡大を図るため、企業に対する高齢者の雇用拡大に向けた働きかけなどを行うとともに、高齢者を雇用する上での課題の解決に向けた支援を行います。
- 関係機関との連携を強化し、効果的なマッチング体制を構築するとともに、高齢者がより身近な場所で就業に関する情報を得られる環境の整備を図るなど、高齢者の就業を支える仕組みや環境づくりに取り組みます。
- シルバー人材センターによる就業先の確保・職域拡大・自立経営等に向けた機能強化について、助言や支援を行うなど、高齢者の就業を通じた生きがい活動の充実を図ります。

#### 【現在の主な事業】

事業名	事業概要
シニア活躍応援プロジェクト	働きたい高齢者と企業の多様な雇用をマッチングする仕組みや環境をつくり、高齢者の就業を応援するため、「高齢者への就業支援」「企業への働きかけ」「高齢者が活躍できる環境づくり」の取組みを展開
就労相談窓口事業	各区に設置している「就労相談窓口」において、15歳以上の求職者を対象に、個別相談を行うほか、求人企業の紹介等を行い就職を支援
シルバー人材センター	就業を通じて高齢者の能力を活用し、高齢者の社会参加や地域の活性化を図るため、地域の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を有償で引き受け、これを会員に提供



### 施策3-3 介護予防の推進

- できる限り住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう、高齢者の身近な所に介護予防に取り組める場を増やすとともに取組みの継続支援を行い、地域住民主体による介護予防を推進していきます。推進にあたっては、PDCAサイクルを念頭に、引き続き専門職の関与や他の事業との連携を行います。
- 通いの場に参加できない人には、多様な課題を抱える人や閉じこもりがちで健康状態が把握できていない人がいることも考えられるため、医療や健診の情報等も活用し、必要な支援につなぐ取組み（高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施）を推進します。
- 高齢者がさらに健康寿命\*を伸ばし、自分らしく生きていけるよう、AI（人工知能）などの先端技術の活用や、地域ケア会議\*における個別事例の検討などにより、介護予防・重度化防止の取組みを推進します。

#### 【現在の主な事業】

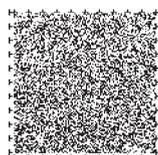
事業名	事業概要
介護予防教室【再掲】	筋トレや体操など、自宅でできる内容を中心とした運動、認知症予防などの講話、お口の体操などの健康づくりプログラムを開催
生き生きシニア健康福岡 21【再掲】	保健師などが、地域で健康づくりや介護予防をテーマとした出張講座を実施する「生き生き講座」及び「運動から始める認知症予防教室」などを開催
高齢者元気づくり応援事業（よかトレ実践ステーション）【再掲】	住民が主体的かつ、気軽に介護予防に取り組める場として、祝いめでた体操や黒田節体操、椅子に座ってできる簡単な体操など、6種類のよかトレ体操を実践している団体をよかトレ実践ステーションとして認定
小呂島介護予防事業	島内に介護サービス事業所のない小呂島において、住民主体で運営する介護予防サロンを開設、レクリエーション体操や健康チェック等の実施
訪問型介護予防事業	65歳以上の高齢者のうち、心身の状況により通所の教室への参加が困難な方を対象に、保健師や健康運動指導士が訪問し、介護予防や生活習慣病*予防に関することをアドバイス
介護支援ボランティア事業	65歳以上の高齢者が、受入機関として指定を受けた市内の介護保険施設等でボランティア活動を行うと「ポイント」が付与され、たまったポイントを換金又は寄付することができる制度
介護予防・生活支援サービス事業【再掲】	要支援者等に対して、専門職によるサービスを必要とする人を対象とした、従来の訪問介護*・通所介護と同等である介護予防型サービスと、専門職によるサービスを必要としない人を対象とした、従来の訪問介護・通所介護よりも割安な料金で利用できる生活支援型サービスを実施
AI（人工知能）を活用した「ケアプラン作成支援システム」構築事業【再掲】	行政や民間が保有するデータやAI等を活用することにより、科学的知見に基づいた、介護予防・重度化防止に資するケアプランの作成を支援するシステムの開発

\* 健康寿命：P.276参照

\* 地域ケア会議：P.186参照

\* 生活習慣病：P.277参照

\* 訪問介護：P.280参照



### 施策3-4 活動の場づくり

- 老人福祉センターについて、高齢者の社会参加活動の拠点として、講座や相談など様々な事業を実施するとともに、健康づくりや就業支援による生きがいづくりの機能強化を図ります。
- 老人福祉センター及び老人いきいの家で、高齢者が主体的に行う様々な活動を支援します。
- 地域の空家を居場所などの福祉目的に活用するため、市社会福祉協議会\*が実施する、空家を貸したい人と借りたい人のマッチングなどの取組みを支援します。

#### 【現在の主な事業】

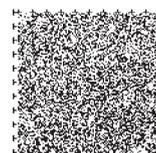
事業名	事業概要
老人福祉センター【再掲】	高齢者の健康の増進、教養の向上、レクリエーション、就業の支援による生きがいづくり及び各種相談等に関する事業を実施するため老人福祉センターを設置・運営
老人いきいの家【再掲】	高齢者に対して、教養の向上、レクリエーション及び相互親睦のための場を提供し、高齢者福祉の増進を図るため、老人いきいの家を設置・運営
多様な居場所づくりの支援 ＜社協＞【再掲】	ふれあいサロン*や地域カフェ*、家族介護者のつどい、子ども食堂等、住民の様々な交流の場づくり（立ち上げ、運営）の支援
社会貢献型空家バンク事業 ＜社協＞【再掲】	空家を子ども食堂や地域サロン、高齢・障がい福祉事業所等の活動拠点とするため、法務・税務・建築等の各種専門家と共働*して総合相談窓口を設置・運営し、空家の福祉活用を推進

\*（市・区・校区）社会福祉協議会：P.277参照

\* ふれあいサロン：P.279参照

\* 地域カフェ：P.278参照

\* 共働：P.276参照



## 【基本目標4】

### 要支援・要介護高齢者等への支援体制の充実

#### 〈現状と課題〉

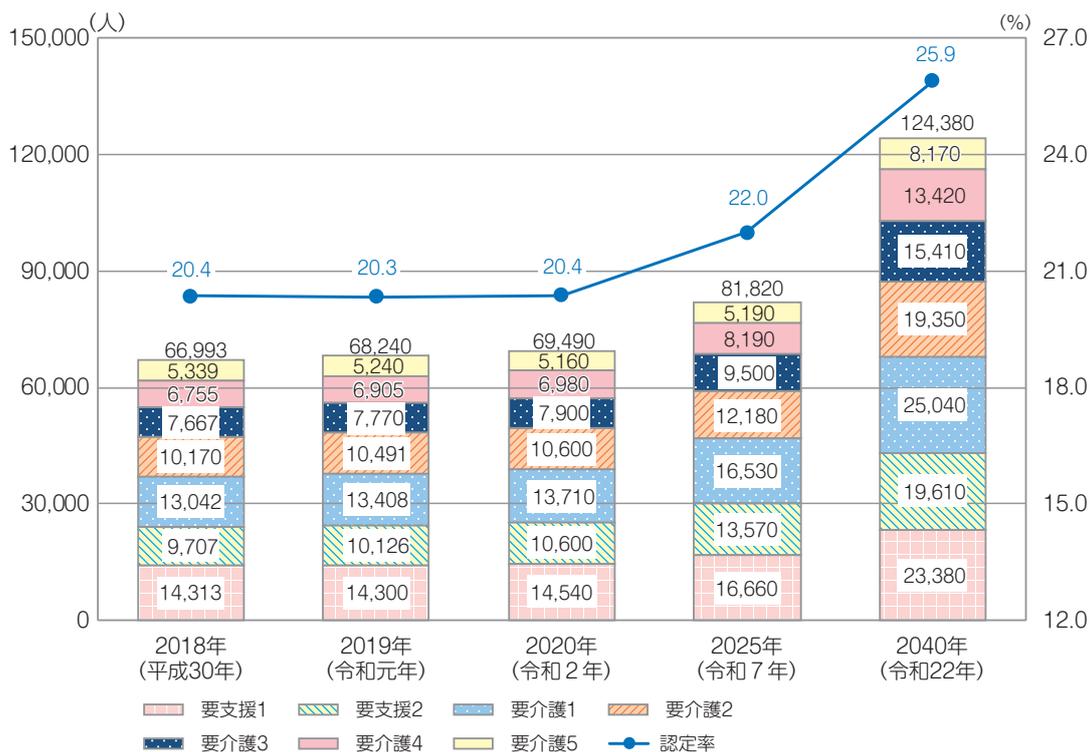
#### (1) 介護保険制度の持続可能性

##### －増え続ける介護保険費用、不足する介護人材\*－

○近年、健康意識の高まりなどから、元気な高齢者が増えているものの、今後、福岡市では医療や介護のニーズが高くなる後期高齢者（75歳以上の高齢者）も増えていくことが予測されています。今後、要介護認定者\*が増え介護保険費用の増加が予測される一方、サービスを提供する介護人材がますます不足し、介護保険制度の安定的な持続が課題となります。

○保険者である福岡市には、介護保険制度の持続可能性を確保するため、さらなる介護予防や重度化防止といった取組みや介護人材確保に向けた取組みなどを行うことが求められます。

【図表87】 要介護認定者数及び認定率の推移

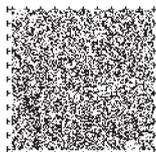


(注) 要介護認定者数及び認定率は、2018年（平成30年）、2019年（令和元年）は9月末現在の数値。2020年（令和2年）、2025年（令和7年）、2040年（令和22年）は保健福祉局で推計した数値

出典：「第8期福岡市介護保険事業計画」（福岡市）

\* 介護人材：P.276参照

\* 要介護認定者：P.280参照



## (2) 多様なニーズへの対応

- 高齢者の単独世帯や認知症の人など、支援を必要とする高齢者が増加しており、生活支援の必要性が高まっています。
- 要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するためには、介護サービス事業者が提供する専門的なサービスから住民主体の支援まで、多様な担い手による多様なサービスの提供が不可欠であり、NPO法人やボランティアの育成、地域組織等の活動や活性化への支援などが重要となっています。
- 医療や介護を必要とする高齢者のニーズに適切に対応していくため、在宅生活を支援する地域密着型サービス\*や、在宅生活が困難な人に対する入所・居住系サービス\*の整備が必要です。

## (3) 住み慣れた地域での生活の継続

- 令和元年度福岡市高齢者実態調査によると、高齢者の5割以上、介護者の4割以上は住み慣れた自宅での生活や介護を希望しています。
- このような現状から、高齢者が住み慣れた地域でできる限り生活を続けられるよう、夜間や緊急時に、通い・泊まり・見守り等の対応が可能であり、看取り\*等の終末期のケアも期待できるサービスの拡充が必要です。また、介護サービスとあわせて、利用者ニーズを踏まえた、様々な形での在宅生活の支援を行っていくことが重要です。

## (4) 介護サービスの質の向上

- 介護サービス事業者の新規参入が進む中、介護サービスの質が落ちないように一定のレベル以上に維持し、かつ向上を図ることが必要です。
- メンタルヘルス\*を含め介護人材\*が活動しやすい環境整備も、介護サービス事業者には求められています。
- 介護を実践する人が、認知症のことをよく理解し、認知症の人それぞれの価値観や個性などを尊重した、本人主体の介護を行えるよう、人材の育成が必要です。

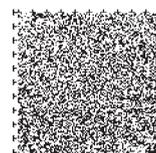
\* 地域密着型サービス：P.278参照

\* 入所・居住系サービス：P.278参照

\* 看取り：P.280参照

\* メンタルヘルス：P.280参照

\* 介護人材：P.276参照



コラム

～年齢階級別／男女別の認定率～

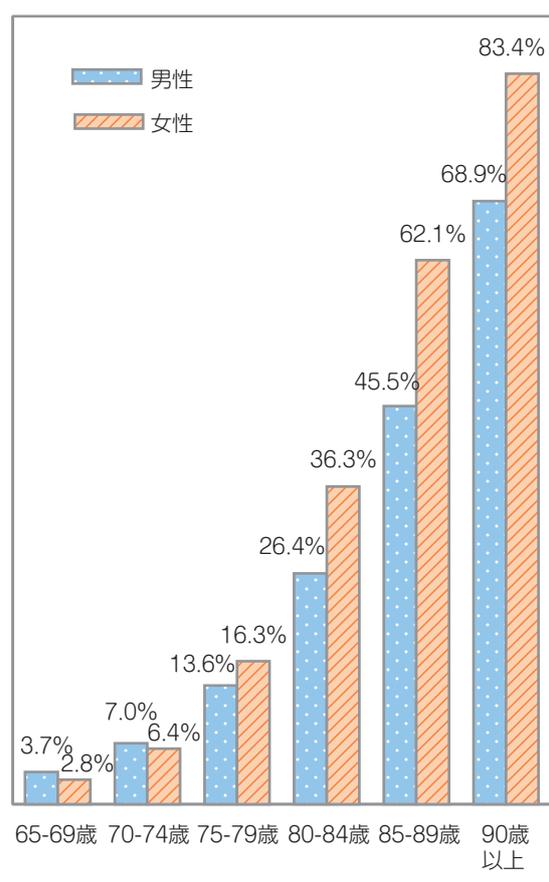
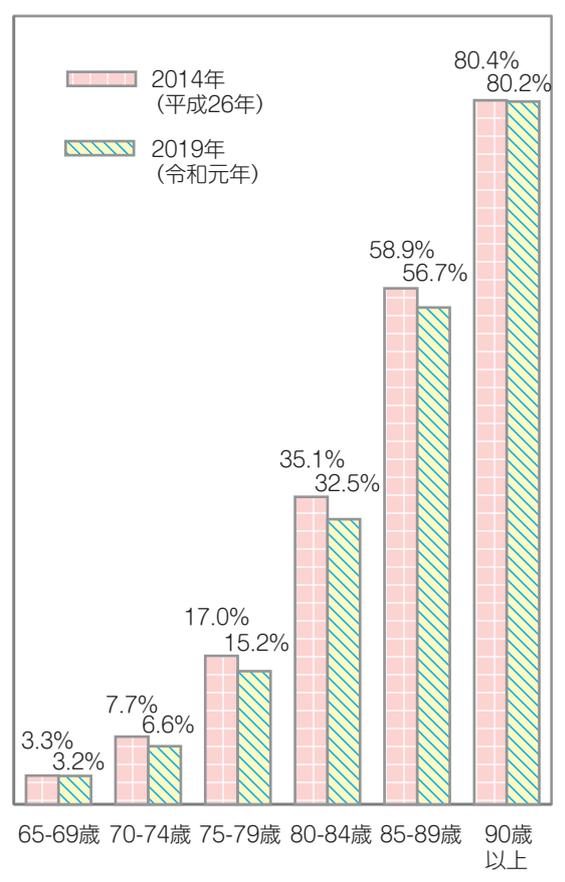
年齢階級別の認定率（人口に対する要支援・要介護と認定された人の割合）をみると、年齢が高くなるほど認定率は高くなるのがわかります。2019年（令和元年）において、65～69歳では3.2%の認定率が、75～79歳では15.2%、85～89歳では56.7%になります。

5年前の2014年（平成26年）と2019年（令和元年）を比較すると、80～84歳では2014年（平成26年）の35.1%に対して、2019年（令和元年）は32.5%と2.6ポイント低下するなど、すべての年齢階級において認定率が低下しています。この要因としては、市民の健康意識の高まりや福岡市の介護予防等の取組みの成果が考えられます。

また、2019年（令和元年）の認定率を男女で比較すると、65～74歳では男性の方が高いのに対し、75歳以上では女性の方が高くなっています。全体でも女性の方が高く、令和元年度福岡市高齢者実態調査によると、女性の場合、介護が必要な状態となった原因は「転倒などによる骨折」等が多いことから、ロコモティブシンドローム\*（運動器症候群）予防に関する取組みが重要といえます。

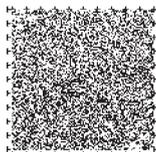
年齢階級別認定率の推移（各年9月現在）

男女別の年齢階級別認定率（令和元年9月現在）



出典：福岡市

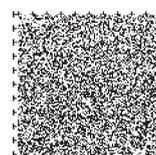
\* ロコモティブシンドローム：P.280参照



### 施策の方向性

- 介護保険事業計画に基づき、介護保険制度を円滑に運営するとともに、介護保険制度の持続可能性を確保するための取組みを進めます。また、高齢者の多様なニーズに対応したサービスを実施するとともに、介護分野への多様な担い手の確保を図ります。
- 住み慣れた地域での生活を支える、小規模多機能型居宅介護\*などの地域密着型サービスを拡充するとともに、入所・居住系サービスを担保する施設サービスも一定量確保します。
- すべての利用者にきめ細かな質の高い介護サービスが提供されるよう、引き続き事業者に対し、よりよいケアの実現に向けた指導を実施するとともに、介護人材の専門性や資質の向上、職場の環境整備などに向けた研修機会の提供に取り組めます。また、介護保険サービスが利用しやすくなるよう、分かりやすい情報提供に取り組めます。
- 介護保険サービスに加えて、住み慣れた地域で可能な限り自立した在宅生活を営むことができるよう、要援護高齢者のニーズや介護の状態、家族の状況に応じた様々な在宅サービスを提供します。

\* 小規模多機能型居宅介護：P.215参照



**施策4-1 持続可能な介護保険制度の運営**

- 「第8期福岡市介護保険事業計画」及び「第9期福岡市介護保険事業計画」に基づき、介護保険制度の円滑な運営を図ります。増加する認定申請に対応するため、要介護認定事務センターにおいて円滑に認定事務を行います。
- 生活支援サービス\*の充実を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業\*において、生活支援型サービスを実施し、利用者の負担軽減や新たな担い手の確保を行います。
- 介護サービスの担い手を確保するため、介護の経営力強化などの「労働環境・処遇の改善」、外国人人材の受入支援を含む「新規人材の参入促進」及び「資質の向上」に総合的に取り組みます。
- あわせて、介護に関する入門的研修を実施し、介護予防・日常生活支援総合事業の従事者を養成するとともに、介護分野へ多様な人材の参入を促します。
- 制度の持続可能性を確保しながら、高齢者が住み慣れた地域での生活を続けられるよう、行政だけでなく事業者や地域団体など幅広い参画を得ながら、最新技術やエビデンス(科学的根拠)などを積極的に収集・活用し、より効果的に施策を推進します。
- 高齢者の身近な所に介護予防に取り組める場を増やし、地域住民主体による介護予防を推進するとともに、AI(人工知能)などの先端技術を活用した介護予防・重度化防止などに取り組みます。
- 広報紙をはじめ、各種チラシ・パンフレット、ホームページ、出前講座や介護実習普及センターによる介護講座など、様々な機会を活用し、幅広い世代に向けて、介護保険制度、高齢者福祉や介護に関する理解の促進と普及啓発に取り組みます。

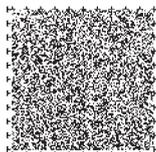
**【現在の主な事業】**

事業名	事業概要
要介護認定事務センター	市全体の要介護認定に係る事務手続きを、事務センターとして集約化
介護予防・生活支援サービス事業【再掲】	要支援者等に対して、専門職によるサービスを必要とする人を対象とした、従来の訪問介護*・通所介護と同等である介護予防型サービスと、専門職によるサービスを必要としない人を対象とした、従来の訪問介護・通所介護よりも割安な料金で利用できる生活支援型サービスを実施

**関連する施策**

- ※福祉・介護人材\*の確保については、高齢者分野の施策2-3参照
- ※介護予防の推進については、高齢者分野の施策3-3参照

\*生活支援サービス：P.277参照  
 \*介護予防・日常生活支援総合事業：P.276参照  
 \*訪問介護：P.280参照  
 \*介護人材：P.276参照



## 施策4-2 介護サービス基盤の整備

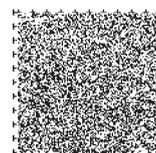
- 地域密着型サービス\*や特別養護老人ホーム等については、介護保険事業計画において、高齢者の状況等を踏まえ、整備目標量を定め計画的に整備を進めていきます。
- 在宅での24時間365日の切れ目ないサービスを提供するため、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護といった在宅生活を支援するサービスの整備を進めるとともに、サービスの普及促進に取り組みます。
- 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）については、認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、日常生活圏域間の均衡や要介護認定者数の増加を踏まえつつ、整備を進めていきます。
- 特別養護老人ホームは、入所申込者の状況などを踏まえ、整備を進めます。

### 【現在、計画的に整備を進めている介護サービス】

事業名		事業概要
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護	「通い」「宿泊」「訪問」のサービスを利用者の状態に応じて組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス
	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護の「通い」「宿泊」「訪問」に加え、必要に応じて訪問看護*を一体的に行うサービス
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や療養上の世話などを行うサービス
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	認知症高齢者の共同生活住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）		常時の介護が必要な人が入所し、介護等、日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設

\* 地域密着型サービス：P.278参照

\* 訪問看護：P.280参照



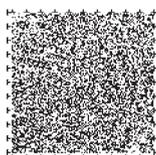
### 施策4-3 介護サービスの質の向上

- 介護に携わる者（介護従事者）に対して、様々な機会を通じて、研修の場を提供し、資質向上の支援に取り組みます。
- 介護サービス事業者に対して、事業所での研修の実施や、介護従事者への研修受講の機会の確保などを指導するとともに、介護従事者を対象に、地域包括ケア、権利擁護\*、介護技術などのサービスの向上に資する様々な分野の研修を開催するほか、国や民間団体が行う各種研修の案内を行うなど、介護従事者の意欲の向上を図ります。
- 認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症高齢者等に対する介護サービスの充実と質の向上を図る認知症介護に関する実践者研修や、適切なサービスの提供に関する知識等を習得するための研修を実施し、認知症介護の専門職員を養成します。

#### 【現在の主な事業】

事業名	事業概要
介護保険事業者研修事業	介護従事者を対象にした、サービスの向上に資する様々な分野の研修の実施
認知症介護実践者等養成事業	認知症介護実践者等の養成のための研修の実施
ふれあい相談員派遣事業	「ふれあい相談員」が、施設を訪ね、利用者や家族の話聞き、相談に応じたり、利用者の生活を観察する一方、施設のサービスの状況を把握し、問題改善に向けて両者の橋渡しをすることで、介護サービス等の質の向上につなげるもの

\* 権利擁護：P.276参照



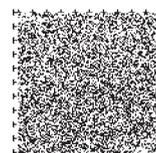
## 施策4-4 生活支援サービス\*の提供

- 介護保険制度のほか、寝たきりなどでおむつが必要な人へのおむつの配送や、ショートステイなどの料金の助成、住宅改造費用の助成などにより、高齢者やその家族の在宅生活を支援するとともに介護の負担軽減を図ります。
- 高齢者の単独世帯等が安心して生活ができるよう、緊急時の不安を解消し、安全を確保するサービスを提供します。

### 【現在の主な事業】

事業名	事業概要
おむつサービス	寝たきりなどによりおむつが必要な人に、おむつを定期的に配送し、その費用の一部を助成
あんしんショートステイ	介護者の疾病や介護疲れ等の理由で介護保険を超えてショートステイを利用する場合の利用料金の一部を助成
生活支援ショートステイ	要介護・要支援の認定を持たない人がショートステイを利用する場合に料金の一部を助成
高齢者住宅改造助成事業【再掲】	要介護者等のいる世帯に対し、住宅を改造する際の費用の一部を助成（原則として住宅改修費の支給対象となるものを除く）
声の訪問	在宅の一人暮らし等の高齢者に対し、原則1日1回電話で安否を確認し、孤独感の解消を図るとともに、各種相談の助言を実施
緊急通報システム	在宅の一人暮らし等の高齢者が、急病など緊急時に無線発信機等を用いてセンターに通報し、消防局や近隣の協力員などが対応

\* 生活支援サービス：P.277参照



## 【基本目標5】

## 認知症フレンドリーなまちづくりの推進

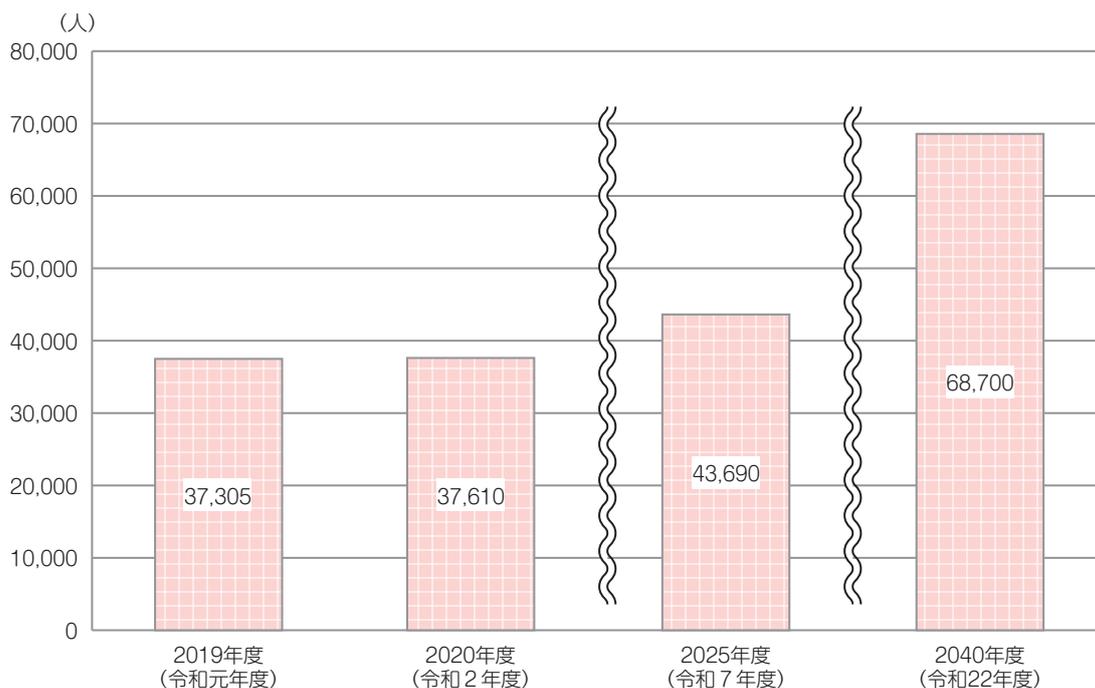
## 〈現状と課題〉

## (1) 認知症の人の数の推移 (【図表88】)

○認知症は誰にでも起こり得る脳の病気によるもので、厚生労働省によると2012年（平成24年）には、全国で、65歳以上高齢者の約7人に1人が認知症であると報告されています。今後、高齢化の進展に伴い認知症の人の数はさらに増加し、2025年（令和7年）には、65歳以上の高齢者に対する割合は、約5人に1人になると報告されています。

○福岡市でも認知症の人の数は増えていくと推計しています。単身化・核家族\*化が進む中、今後、高齢者の単独世帯や高齢者のみの世帯で認知症のある人も増えていくと予測されます。

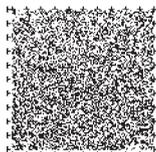
【図表88】 認知症の人の数の推移



(注) 認知症の人の数は、福岡市の要介護認定者に占める日常生活自立度Ⅱ以上（訪問調査時の評価）の人の数について、2019年度（令和元年度）は年度末の値、2020年度（令和2年度）・2025年度（令和7年度）・2040年度（令和22年度）は2019年度（令和元年度）の値と要介護認定者数を基に推計した値

出典：「第8期福岡市介護保険事業計画」（福岡市）

\* 核家族：P.276参照



## (2) 認知症フレンドリーシティ・プロジェクトの推進（【図表89】）

- 今後も認知症の人の増加が見込まれる中、認知症施策を効果的・効率的に推進するため、認知症施策全体を認知症フレンドリーシティ・プロジェクトと総称し、様々な取組みを推進しています。
- 認知症は誰もが関わる可能性がある身近なものとなっており、認知症とともに自分らしく生活していくためには、社会全体が認知症の人の視点に立った取組みを行っていくことが重要です。
- このような視点のもと、産学官民オール福岡で、認知症の人が認知症とともに住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

## (3) 認知症についての正しい知識と理解

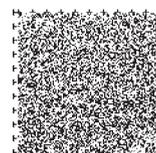
- 認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、誰もが認知症についての正しい知識と理解を持ち、認知症の人を社会全体で支えていくことが必要です。
- 福岡市では、認知症についての正しい知識と理解を促進するため、認知症サポーター\*養成講座を実施しており、その受講者数は、10万人を超えました。今後、認知症の人を支える地域づくりのために、さらにサポーターを養成するとともに、サポーターとなった人が様々な場面で活躍できるような取組みが必要となっています。
- すべての人がケアに参加できるまちをめざし、認知症の人とのコミュニケーション・ケア技法であるユマニチュード\*の普及に取り組んでいます。

## (4) 認知症に対する医療・介護サービス

- 認知症の症状が進行してから医療機関を受診するケースがみられるため、認知症の早期発見・早期診断・早期対応に向けた支援が必要となっています。
- 医療・介護の専門職が、認知症のことをよく理解し、認知症の人それぞれの価値観や個性などを尊重した、本人主体の介護を行えるよう、人材の育成が必要となっています。
- 認知症の人への支援のため、医療・介護関係者が顔の見える関係を築き、コミュニケーションをとりながら連携を図っていくことが求められています。

\* 認知症サポーター：P.278参照

\* ユマニチュード：P.280参照



## (5) 認知症の人や家族への支援

---

- 認知症の人が記憶障がいや認知障がいから不安に陥り、その結果まわりの人との関係が損なわれることもしばしばみられ、家族など介護する人が疲弊してしまうケースも少なくありません。介護そのものに対する支援だけでなく、人や地域とのつながりの場づくりなど介護者の精神的・身体的負担を軽減する取組みが必要です。
- 認知症診断後、孤立した生活によって起こる認知症の進行や生活障がいの複雑化を防ぐため、認知症の人や家族を支援する取組みが必要です。

## (6) 若年性認知症\*の人への支援

---

- 若年性認知症の人には、初期症状が認知症特有のものでないため、診断が難しいことや、就労や生活費、子どもの教育費等の経済的な負担が大きいこと、就労や社会参加に対する意欲が高いにも関わらず、受け入れる場がないことなど、高齢者とは異なる特徴や課題があります。その一方で、若年性認知症特有のサービスが少なく、様々な制度を利用しなければならない状態にあります。
- 若年性認知症の人の活躍の場を創出するとともに、若年性認知症の人が利用できる様々な制度について、わかりやすく情報を提供し、高齢者とは異なる視点での、医療、介護、就労・居場所づくり、家族支援などの一体的な支援が必要となっています。

## (7) 成年後見制度\*の利用

---

- 認知症の進行により、判断能力が低下しても、生活の基本であるお金・財産の管理、医療・介護・福祉などの社会サービスを本人の意思に基づき適切に利用（契約）できる環境を整えていくことが強く求められています。

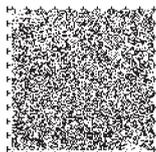
## (8) 認知症とともに生きる

---

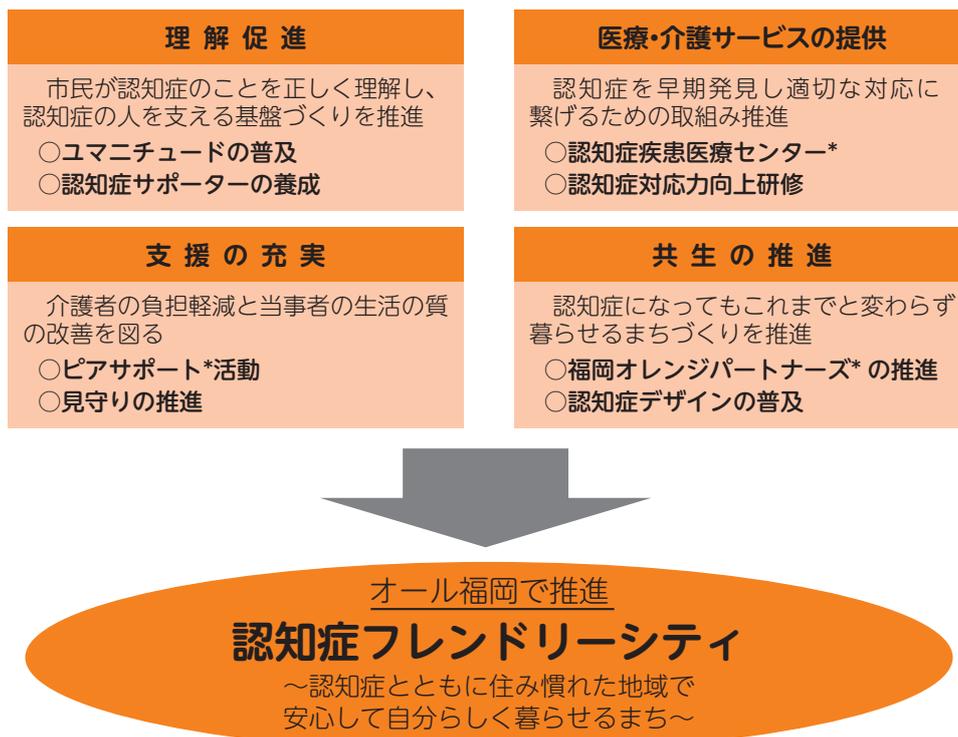
- 認知症の人の増加が今後も見込まれる中、認知症の人や介護者が自分らしく暮らすためには、認知症とともに今まで通り社会参加できることが重要です。
- 国においても、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという「共生」を大きな柱の一つとしています。
- そのためには、行政だけでなく地域や企業など様々な団体がオール福岡でまちづくりを推進していくことが必要であり、多くの市民が認知症の人の視点に立った取組みを行っていくことが必要です。

\* 若年性認知症：P.277参照

\* 成年後見制度：P.277参照



【図表89】 認知症フレンドリーシティ・プロジェクト



資料：福岡市

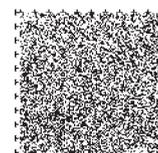
### 施策の方向性

- 認知症の人が認知症とともに住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域住民や企業等が認知症について正しく理解するための啓発を推進します。
- 医療・介護の専門職の認知症対応力の向上を図るほか、認知症の人が初期段階で適切な診断を受け、症状に応じた適時・適切なサービスを受けられる体制整備を進めます。
- 認知症の人の意志を尊重し、寄り添う取組みを推進するとともに、介護者の精神的・身体的負担軽減と認知症の人の生活の質の改善を図るため、介護者に対する支援の充実を図ります。また、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見・支援につながる環境づくりを進めます。
- 認知症の人を単に「支えられる側」と考えるのではなく、尊厳と希望を持って認知症とともに生きることができる社会をめざし、認知症の人が活躍のできる場の創出など産学官民オール福岡で認知症の人の視点に立った取組みを推進します。

\* ピアサポート：P.279参照

\* 福岡オレンジパートナーズ：P.225参照

\* 認知症疾患医療センター：P.279参照



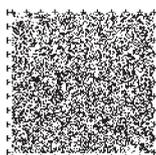
## 施策5-1 認知症に関する理解促進

- 社会全体で認知症の人を支えるため、誰もが認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を支える手だてを知ることができるよう、学校教育の場を含め、理解を深めるための普及・啓発活動を推進します。
- 地域や企業、小・中学校などにおいて、認知症の人とその家族を支え、温かく見守る認知症サポーター\*の養成を進めるとともに、認知症サポーターなどによる認知症の人にやさしい地域づくりに取り組みます。
- 多くの市民が認知症のことを理解し、正しい接し方ができるよう、家族介護者や専門職だけでなく、地域住民や児童生徒などに対するユマニチュード\*講座の実施に取り組みます。

### 【現在の主な事業】

事業名	事業概要
認知症普及啓発事業	認知症サポーター養成講座の実施、若年性認知症*講演会の実施等
ユマニチュードの普及啓発	認知症コミュニケーション・ケア技法であるユマニチュード講座の実施

\* 認知症サポーター：P.278参照  
 \* ユマニチュード：P.280参照  
 \* 若年性認知症：P.277参照



## 施策5-2 適切な医療・介護サービスの提供と予防の推進

- 福岡市医師会や認知症疾患医療センター\*を中心とした、早期診断や適切な治療提供のための医療機関等の連携の充実を図るとともに、かかりつけ医等の認知症対応力を向上させるための研修の実施や、かかりつけ医への助言や専門医療機関と地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）\*等との連携の推進役となる認知症サポート医\*の養成を行います。
- 医療・介護の専門職からなる「認知症サポートチーム（認知症初期集中支援チーム）」が訪問し、認知症の人やその家族に早期の段階で集中的に関わり、適切な医療・介護サービスにつなぎます。
- 認知症の人の支援に関わる医療・介護・福祉等多職種顔の見える関係づくりを通して、個々の認知症の人に対する円滑な支援を行います。
- 認知症の容態に応じた適切なサービス提供の流れ（「認知症ケアパス\*」）を作成し、認知症の人やその家族、医療・介護関係者等が互いに共有・活用することを通して、認知症の人への切れ目のないサービスの提供につなげます。
- ICT（情報通信技術）等を活用した認知機能の簡易検査を様々な機会を捉え実施するなど、認知症の早期発見・早期対応を図るとともに、認知症予防のための啓発を推進します。

### 【現在の主な事業】

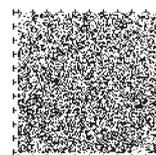
事業名	事業概要
認知症疾患医療センター運営	認知症疾患医療センターを設置し、認知症相談や鑑別診断等を実施
認知症地域医療支援事業	認知症サポート医の養成、医療従事者に認知症対応力向上研修を実施
認知症介護実践者等養成事業【再掲】	認知症介護実践者等の養成のための研修の実施
ICTを活用した認知症の早期発見【再掲】	ICT等を活用した認知機能の簡易検査を実施

\* 認知症疾患医療センター：P.279参照

\* 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）：P.278参照

\* 認知症サポート医：P.278参照

\* 認知症ケアパス：認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ。



### 施策5-3 認知症の人や家族への支援の充実

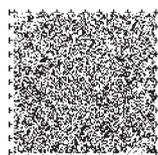
- 家族など介護者への支援の充実を行い、介護者の精神的・身体的負担軽減と認知症の人の生活の質の改善につなげます。
- 認知症本人が自身の経験を踏まえ、同じ立場にある認知症の人の相談や交流を実施することにより、認知症本人も当事者の暮らしを支える担い手として活動できるよう支援します。
- 認知症の人や家族、地域住民が気軽に集い、専門家等を交え、相談、交流、情報交換できる認知症カフェ\*の開設を促進し、認知症の人や家族の居場所づくりをはじめ、地域で支え合う体制づくりに取り組みます。
- 若年性認知症\*については、啓発により早期受診につなげるとともに、若年性認知症の人の特性を踏まえた、相談対応・就労・居場所づくりなどの支援に取り組みます。
- 本人の身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、成年後見制度\*の利用が必要な人の発見・支援に努め、早期の段階から本人と関わり支援できるよう、地域連携ネットワークづくりに取り組みます。

#### 【現在の主な事業】

事業名	事業概要
認知症高齢者家族介護者支援事業	認知症介護経験のあるボランティアが、認知症の人の見守り、話し相手、家族の相談に応じることで、認知症の人の介護者の負担を軽減
認知症の人の見守りネットワーク事業【再掲】	行方不明になった認知症の人の早期発見・保護や、介護者の負担軽減につながるよう、認知症の人の登録制度や、捜してメールの配信等を実施
認知症本人のピアサポート*活動支援事業	認知症の人同士の交流、相談ができる場である認知症本人ミーティングや認知症本人の声発信の機会を設定
認知症カフェ設置促進事業	認知症の人や家族の居場所づくりなどのため認知症カフェの開設を支援
認知症普及啓発事業【再掲】	認知症サポーター*養成講座の実施、若年性認知症講演会の実施等
成年後見制度利用支援事業【再掲】	判断能力が不十分で成年後見の申立てを行う親族がいない高齢者等について、市長による成年後見制度利用のための申立てを行い、後見人などによる支援を確保。市長申立て*において費用負担が困難な場合の申立費用や後見人報酬を助成
成年後見制度利用促進体制整備【再掲】	権利擁護*や意思決定支援が必要な認知症や障がいのある方など、成年後見を必要とする人が制度を利用しやすい社会をつくっていくための取組みの中核となる機関（中核機関）を開設し、成年後見制度利用促進に向けた体制を整備

\* 認知症カフェ：P.278参照  
 \* 若年性認知症：P.277参照  
 \* 成年後見制度：P.277参照  
 \* ピアサポート：P.279参照

\* 認知症サポーター：P.278参照  
 \* 市長申立て：P.276参照  
 \* 権利擁護：P.276参照

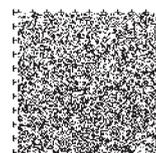


## 施策5-4 認知症とともに生きる施策の推進

- 企業等が認知症を理解し、認知症にフレンドリーなサービス等を提供することが非常に有益であることを共有し、その創出につなげるなど行政だけでなく産学官民オール福岡で認知症にやさしいまちづくりを推進します。
- 認知症の人は、認知症になってもできるだけこれまでと変わらず生活していくことを望んでいます。そのため認知症の人が活躍できる環境を整備するとともに、認知症に対する誤解や偏見をなくすための取組みを推進します。
- 認知症とともに住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちの実現に向けて、認知症の人が過ごしやすい住環境を整えていくために、医療・介護施設や住宅だけでなく、まちの中にある様々な施設において、認知症の人にもやさしいデザインの導入を促進します。

### 【現在の主な事業】

事業名	事業概要
福岡オレンジパートナーズの構築推進	企業等が積極的に認知症に関する課題への取組みを推進する場「福岡オレンジパートナーズ」を構築、推進し、認知症にフレンドリーなサービス等の提供を促進
認知症社会参加推進（オレンジアクティブ）	認知症の人が活躍する場の象徴として、認知症の人がスタッフとして働くオレンジアクティブ（認知症の人の活躍の場づくり）の運営支援
認知症の人にもやさしいデザインの普及	認知症の人がストレスなく安心して暮らせる住環境の整備を推進するため、「認知症の人にもやさしいデザイン」の普及を促進

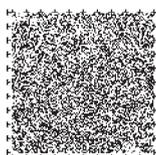


### 〈主な老人福祉事業の目標量〉

○老人福祉法において、市町村は、確保すべき老人福祉事業の量等を定めることとなっています。ここに記載する老人福祉事業と介護保険事業計画に記載されている事業とをあわせて、市町村老人福祉計画で定めることとされている老人福祉事業とします。

#### 【主な老人福祉事業の目標量】

	概 要	2020年度 (令和2年度) 〔実績〕	2026年度 (令和8年度) 〔目標〕
養護老人ホーム	環境上の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者が措置により入所する施設	307人分	307人分
軽費老人ホーム	無料又は低額な料金で、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を提供する施設	1,217人分	1,217人分
老人福祉センター	高齢者の各種相談、健康増進、教養の向上、レクリエーション等を総合的に提供するため、老人福祉センターの設置・運営	7か所	7か所



## 第3章 成果指標

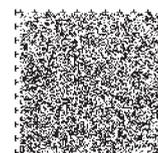
本計画に定める「基本目標」に基づいた取組みを進めるために、次の項目を成果指標とします。

### 〈成果指標〉

基本目標	指標項目	現状値	目標値	出典
基本目標1 地域包括ケアの推進	住み慣れた地域で暮らし続けることができる高齢者の割合	—	増加 (令和7年度)	高齢者実態調査
	地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）*の認知度	63.0% (令和元年度)	80.0% (令和7年度)	高齢者実態調査
	個別レベルの地域ケア会議*の開催数 (自立支援に資する地域ケア会議を除く)	377件 (令和元年度)	400件 (令和8年度)	保健福祉局調べ
	ホームページやSNSで情報を得る高齢者の割合	11.6% (令和元年度)	22.0% (令和7年度)	高齢者実態調査
基本目標2 安心して暮らせる基盤づくり	住まいに関する安心度（「住まいで困っていることの有無」について「ない」と回答した高齢者の割合）	51.2% (令和元年度)	55.0% (令和7年度)	高齢者実態調査
	住まいサポートふくおかによる賃貸契約成約世帯数	243世帯 (令和元年度)	360世帯 (令和7年度)	福岡市住生活基本計画
	介護労働者の離職率	20.9% (平成30年度)	全国平均並み (令和8年度)	保健福祉局調べ
	災害時の安心度 (災害時に手助けを頼める人が「常時いる」もしくは「時間帯によってはいる」と回答した人の割合)	82.8% (令和元年度)	90.0% (令和7年度)	高齢者実態調査
基本目標3 いつまでもいきいきと活躍できる環境づくり	外出する頻度（週に4日以上外出する人の割合）	70.8% (令和元年度)	77.0% (令和7年度)	高齢者実態調査
	働いている高齢者の割合	37.7% (令和元年度)	41.0% (令和7年度)	高齢者実態調査

\* 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）：P.278参照

\* 地域ケア会議：P.186参照



基本目標	指標項目	現状値	目標値	出典
基本目標3 いつまでも いきいきと 活躍できる 環境づくり	ボランティア活動をしている 高齢者の割合	12.8% (令和元年度)	24.0% (令和7年度)	高齢者実態調査
	よかトレ実践ステーション*の 創出数	546か所 (令和元年度)	920か所 (令和7年度)	保健福祉局調べ
基本目標4 要支援・要 介護高齢者 等への支援 体制の充実	年齢層別要介護認定率 (※65～74歳、75～84歳、 85歳～)	65～74歳：4.87% 75～84歳：22.47% 85歳～：65.97% (令和元年9月末)	65～74歳：4.4% 75～84歳：19.4% 85歳～：65.6% (令和8年9月末)	保健福祉局調べ
	初めて要介護2以上の認定を 受けた年齢の平均	男性：81.0歳 女性：84.3歳 (令和元年度)	男性：81.6歳 女性：85.1歳 (令和8年度)	保健福祉局調べ
	地域密着型サービス*事業所数 ①定期巡回・随時対応型訪問 介護看護 ②(看護)小規模多機能型居宅介 護* ③認知症高齢者グループホーム	①16事業所 ②57事業所 ③2,097人分 (令和2年9月末)	①29事業所 ②80事業所 ③2,385人分 (令和6年3月末)	保健福祉局調べ
	介護保険事業者研修の 受講者数	実績値 (令和2年度)	増加 (令和8年度)	保健福祉局調べ
基本目標5 認知症フレ ンドリーな まちづくり の推進	認知症を正しく理解するた めに行動している人の割合	—	増加 (令和7年度)	高齢者実態調査
	ユマニチュード*講座の実施校 区数	33校区 (令和元年度)	145校区 (令和7年度)	保健福祉局調べ
	認知症対応力向上研修の修了 者数(累計)	1,243人 (令和元年度)	2,300人 (令和8年度)	保健福祉局調べ
	認知症カフェ*の設置圏域数	26圏域 (令和元年度)	59圏域 (令和7年度)	保健福祉局調べ
	オレンジアクティブ(認知症 の人の活躍の場づくり)の年 間実施回数	実績値 (令和2年度)	36回 (令和6年度)	保健福祉局調べ

\* よかトレ実践ステーション：P.135参照

\* 地域密着型サービス：P.278参照

\* 小規模多機能型居宅介護：P.215参照

\* ユマニチュード：P.280参照

\* 認知症カフェ：P.278参照

